

令和 5 年 3 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

3月13日

本日の会議に付した案件

議案第4号 江南市国民健康保険条例の一部改正について

議案第5号 江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第6号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第7号 江南市子ども・子育て会議条例の一部改正について

議案第8号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第9号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第10号 江南市新図書館建設事業等基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

議案第14号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第13号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第2条 繰越明許費の補正のうち

介護施設等整備費補助事業

健康推進事業

第3条 債務負担行為の補正のうち

古知野西保育園指定管理料

体育館LED照明器具借上料（小学校）

体育館LED照明器具借上料（中学校）

議案第15号 令和4年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 議案第17号 令和4年度江南市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第18号 令和4年度江南市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第21号 令和5年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第3条 債務負担行為

第4条 地方債のうち

災害援護資金貸付事業

公民館改修事業

市民文化会館改修事業

議案第22号 令和5年度江南市国民健康保険特別会計予算

議案第24号 令和5年度江南市介護保険特別会計予算

議案第25号 令和5年度江南市後期高齢者医療特別会計予算

請願第18号 江南市立あずま保育園・中央保育園の統廃合と民営化中止を求
める請願書

市民と議会との意見交換会について

出席委員（6名）

委員長	片山裕之君	副委員長	石原資泰君
委員	宮地友治君	委員	掛布まち子君
委員	宮田達男君	委員	岡本英明君

欠席委員（0名）

委員外議員（4名）

議員	古池勝英君	議員	堀元君
議員	三輪陽子君	議員	大藪豊数君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局次長 石黒稔通君 副主幹 前田昌彦君
主任 駒田寛明君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

教育長 村良弘君

健康福祉部長 松本朋彦君

教育部長 梅本孝哉君

こども未来部長兼こども未来部保育課長
貝瀬隆志君

高齢者生きがい課長 平野優子君

高齢者生きがい課主幹 間宮徹君

高齢者生きがい課副主幹 土谷武史君

福祉課長 倉知江理子君

福祉課主幹 石田哲也君

福祉課副主幹 横川幸哉君

健康づくり課長兼保健センター所長 中山英樹君

健康づくり課主幹 古川雄一君

健康づくり課副主幹 加藤あかね君

健康づくり課副主幹 脇田亜由美君

保険年金課長 三輪崇志君

保険年金課主幹 鈴木勉君

保険年金課副主幹 三浦理恵君

教育課長	茶 原 健 二 君
教育課管理指導主事	石 原 香 蔵 君
教育課主幹	夫 馬 靖 幸 君
教育課副主幹	岩 田 麻 里 君

学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長

	仙 田 隆 志 君
学校給食課副主幹	瀬 川 雅 貴 君

生涯学習課長兼少年センター所長	可 児 孝 之 君
生涯学習課副主幹	安 藤 裕 美 君

スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長

	中 村 雄 一 君
スポーツ推進課主幹	稲 波 克 純 君

こども政策課長	稲 田 剛 君
こども政策課主幹	栗 本 真由美 君
こども政策課副主幹	大 脇 宏 祐 君
こども政策課副主幹	丹 羽 克 仁 君

保育課指導保育士	真 野 佳 子 君
保育課主幹	梶 田 博 志 君
保育課副主幹	中 山 享 哉 君

秘書政策課長	平 松 幸 夫 君
--------	-----------

陳述出席者（5名）

請願第18号	新 井 英 子 君、東 なか子 君
	東 麗 子 君、岸 川 多 美 君

森 晴 代 君

○委員長　それでは、時間は早いですけれども、ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

おはようございます。今期最後の委員会でございます。終わりよければ全てよしという言葉もありますが、委員会の中でも最後の委員会になりますし、私ら4年間やってきた中の今期の最後の委員会でもございますので、しっかり締めていきたいと思っております。

それから、マスクの適用に関しましてはなんですけれども、ちょうど今日からマスクの着用に関しては個人の判断に委ねるという政府の判断でございます。それに準じまして、マスクの着用につきましては、当委員会におきましても個人の判断といたしますので、どうかよろしく願いいたします。

本日、盛りだくさんの内容でございます。進行に関しましても皆様の御協力をよろしくお願いし、私からの挨拶とさせていただきます。よろしく願いします。

それでは、市長から挨拶をお願いします。

○市長　皆さん、おはようございます。

ただいま委員長のほうからマスクの件はお話ございましたけれども、こうした発言するときにはマスクをさせていただこうかなと、しばらくそうやって思っております。どうぞよろしく願いいたしたいと思っております。

去る2月22日に3月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長　ありがとうございました。

これで市長は公務のため退席をされます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第4号 江南市国民健康保険条例の一部改正についてをはじめ15議案と請願第18号 江南市立あ

ずま保育園・中央保育園の統廃合と民営化中止を求める請願書の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序につきましては、付託順により行いますが、請願第18号については、午後3時頃を目安に審査してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいても結構です。

議案第4号 江南市国民健康保険条例の一部改正について

○委員長　それでは、最初に、議案第4号 江南市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長　それでは、議案書の35ページをお願いいたします。

令和5年議案第4号 江南市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

36ページには条例（案）を、37ページには新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○岡本委員 36ページの出産育児一時金の支給額についてなんですけれども、40万8,000円から8万円増額ということで48万8,000円に引き上げられておりますけれども、たしか50万円というふうに聞いていたと思うんですが、なぜ引上げ額を8万円としたのか、その理由をお願いいたします。

○保険年金課長 厚生労働省に設置しております社会保障審議会（医療保険部会）におきまして、出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均を勘案し、令和5年4月からは全国一律で50万円に引き上げるべきとされました。

これは令和4年度の全平均出産費用額の推計額が48万円に産科医療補償制度の掛金1万2,000円を加えたものが49万2,000円となることから50万円とされたものです。現在の出産育児一時金の支給額は産科医療補償制度の掛金1万2,000円を加えた額が42万円でありますので、引上げ額を8万円としたものです。

この50万円は産科医療補償制度掛金の1万2,000円を含めた額が50万円ということになっております。

○岡本委員 それでは、江南市の国保に加入されている方の平均の出産費用はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○保険年金課長 江南市の国保で出産育児一時金が支給された方の平均出産費用ですが、産科医療補償制度の掛金1万2,000円を加味した額で申し上げますと、令和2年度では49万6,000円ほど、令和3年度では51万8,000円ほどとなっております。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

○宮田委員 これは参考までにお伺いしたいんですけど、社会保険での出産育児一時金って幾らぐらいなんですかね。

○保険年金課長 こちらも基本的には江南市と同様の金額になりますけれど、中には、組合健保とかそういうところありますと上乘せで支給というところもあると聞いております。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前 9 時 35 分 休 憩

午前 9 時 35 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 4 号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 5 号 江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長 続きまして、議案第 5 号 江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○こども政策課長 議案第 5 号について御説明申し上げます。

議案書の 38 ページをお願いいたします。

令和 5 年議案第 5 号 江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

39 ページをお願いいたします。

江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）でございます。

41 ページをお願いします。

江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

以上で、議案第5号の説明とさせていただきます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　新旧対照表の41ページのところですけれども、6条の2で、安全計画の策定なんですけれども、各事業所ごとに策定するということになっているわけなんですけれども、それはそれぞれの事業所ごとのいろんな条件の違いとかを加味して市のほうで策定していただけたらということなのかどうか。

それともう一個、6条の2の第1項の最後のところに、必要な措置を講じなければならないということなんですけれども、つくった安全計画に従って講ずる必要な措置というのは具体的にどういうことなのか教えていただきたいです。

○こども政策課長　まず1点目でございますが、基本的に安全計画を定めるというふうになっておりますけれど、今、市のほうで安全管理マニュアルというものを作成しておりますして、各学童保育所のほうに配付しております。各支援員さんにも配付しておりますして、その管理マニュアルに従って何かあった際には対応していただくようお願いをしているところでございます。

その安全計画は安全管理マニュアルを基にこういった防災の関係ですとか緊急時の対応、事故防止・防犯、感染症対応についてのマニュアルを定めるようにうたっておりますが、既に安全管理マニュアルはございます。

御質問の各学童保育所ごとにその学童保育所を踏まえた形にするかということでございますけれど、基本的には同じものを使っただきながら、各学童保育所から御指摘があればその部分に沿ったものは追加というような形で、各全ての学童保育所に周知をしていくような形を取っていきたいと思います。

2点目ですが、第1項のところで措置を講じなければならないということですが、この必要な措置ということなんですけれど、ここで言っていることですが、職員の研修ですとか訓練ですとか周知、そういったことを講じなければならないというふうに言っていますので、そういったことを踏まえて、これ

までも研修ですとか訓練は実施しておりますが、そういったことをこれからも定期的に年間を通じた計画に従ってやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○掛布委員　この安全な措置の対象ですけれども、利用者等に対する事業所外の活動についても安全な措置と書いてあるんですけれども、いわゆる事業所の中、建物の中だけじゃなくて、例えば校庭であるとか、そういった事業所外での活動の安全についてもこの計画の中に含まれていくという、そういうことなんでしょうか。

○こども政策課長　ここで事業所外と言っておりますのは、例えば校外、基本的には学校の敷地内に学童保育所がありますけれども、校外へ遠足ですとかそういった課外活動というようなことを行う際にもこの安全計画の計画の中で対応しなければならないよということでありまして、当然校庭とかそういったところでの活動は通常の学童保育所の日常の生活の範囲内というふうに思っています。

○掛布委員　そうすると、6条の3にあります事業所外での活動のための利用者の移動のために自動車を運行するときの利用者の所在確認というようなことが書いてあるんですけれども、こういうのは現在のところ江南市の学童保育では想定されないという、そういうことでいいんですね。

○こども政策課長　はい、おっしゃるとおりで想定しておりません。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時43分　休　憩

午前9時43分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について

- 委員長 続きまして、議案第6号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- こども政策課長 議案第6号について御説明申し上げますので、議案書の44ページをお願いいたします。

令和5年議案第6号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正についてでございます。

45ページをお願いいたします。

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

47ページをお願いいたします。

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

以上で、議案第6号の説明とさせていただきます。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

- 委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

- 掛布委員 これは2つの事業を市独自に減免や負担軽減の際の事務として

マイナンバーを利用するというを市独自に追加をするという、そういう意味でよろしいですね。

○こども政策課長 はい、そのとおりです。

○掛布委員 ここに今回提案の中にある子育て短期支援事業の負担軽減とか病児保育の手数料の助成というのは今始まったわけではなく、これまでもやっていたわけなんですけれども、なぜそれこそ今頃これをマイナンバー利用として追加するのかというのがちょっと分からないんですけれども、どういうことなんでしょうか。

○こども政策課長 両事業ともこれまでは、子育て短期支援事業は以前からございました。病児・病後児保育事業は令和3年度から始まりました。いずれも利用者数が多くございませんでして、利用者のうち生活保護や市民税非課税の世帯はさらに少数となるため規定しておりませんでした。病児保育施設の周知が進みまして、利用者が増加しつつあります。そのことから、事務の効率化と利用者の利便性向上のため、改めて条例に規定することといたしました。

○委員長 よろしいですか。

○掛布委員 ついでにお尋ねしたいんですけど、この子育て短期支援事業の利用者負担額というのは、あるいはどこをどれだけ減免するかというのは自治体によって額というのは違うものなんですかね。

○こども政策課長 申し訳ありません。他の自治体の利用料金のちょっと把握はしておりませんでして、江南市と他市町との負担額というのがどのようになっているのかというのは把握しておりません。

○委員長 よろしいですか、掛布委員。

ほかに質疑ありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時48分 休 憩

午前9時48分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号 江南市子ども・子育て会議条例の一部改正について

○委員長 続きまして、議案第7号 江南市子ども・子育て会議条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○こども政策課長 議案第7号について御説明申し上げます。

議案書の53ページをお願いいたします。

令和5年議案第7号 江南市子ども・子育て会議条例の一部改正についてでございます。

54ページをお願いいたします。

江南市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）でございます。

55ページをお願いいたします。

江南市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

以上で、議案第7号の説明とさせていただきます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前9時49分 休 憩

午前9時49分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長 続きまして、議案第8号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保育課指導保育士 それでは、議案書の56ページ、議案第8号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明させていただきます。

57ページをお願いします。

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）でございます。

参考といたしまして、59ページ以降に江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足して説明することはございません。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 今回の改正というのは、乳幼児の送迎用の自動車へのいわゆる置き去り事故を受けて多分これが改正で追加されたんじゃないかなと思ったんですけども、具体的にいわゆるこの家庭的保育事業者というのは市内に

あるのかどうか知りませんが、ないと思うんですけれども、この追加しようとする条文によると、具体的に何をせよというふうに要求をしているのか、ちょっと説明していただきたいと思います。

○保育課主幹　今の御質問なんですけれども、今回バスの置き去り事故を受けまして、その部分につきましての点呼などによる所在の確認、こういったことを確実に実施すること、こちらは移動、園児を例えば課外授業などのようなときに移動させる、そういったときの自動車の利用について求められたものになります。

また、送迎用のバス、こちらは送り迎えで使われる自動車ということになりますが、こちらにつきましては子供の点呼だけではなく、当該自動車にブザーなど、その他の車内の乳幼児の見落としを防止する装置、こういったものを備えるということが義務化されるということになるものでございます。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 53 分　休　憩

午前 9 時 53 分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 8 号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号　江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長　　続きまして、議案第9号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保育課指導保育士　それでは、議案書の63ページ、議案第9号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明させていただきます。

64ページをお願いします。

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）でございます。

参考といたしまして、65ページに江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足して説明することはございません。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時55分　休　憩

午前9時55分　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号 江南市新図書館建設事業等基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

○委員長 続きます。議案第10号 江南市新図書館建設事業等基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 それでは、議案第10号につきまして御説明申し上げますので、議案書の66ページをお願いいたします。

令和5年議案第10号 江南市新図書館建設事業等基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてでございます。

67ページには条例（案）を、はねていただきまして、68ページには参考資料として条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 じゃあ、これより質疑を行います。

質疑ありますか。

○掛布委員 新しい図書館というか図書館が移転するので、建設部分というか新を取るということですがけれども、今この図書館整備基金が現時点、令和4年度末で幾らになっているか。2億2,700万円ぐらいと書いてあったんですけども、それと1,500万円ずつ崩していくことになると思われましてけれども、今後どのように崩していく、1,500万円の使途として想定されているのか、崩していくテンポは1,500万円ずつ毎年毎年なくなるまで崩していったら、なくなったらおしまい、そういうことなのか、ちょっと今後の展望と現状について伺いたいです。

○生涯学習課長兼少年センター所長 初めに、令和4年度末の基金の残高ということでございますが、2億3,000万円程度、約2億3,000万円になります。

今後の展望につきましては、先ほど委員のほうから1,500万円基金を取り崩すという話がありましたが、図書館基本計画に掲げております予算1,800万円プラス1,500万円ということで、これを令和5年度から15年間本を買っていきますと約30万冊ということで、これも図書館基本計画で掲げております蔵書規模をほぼ達成できるということで考えております。

ただ、基金につきましては本以外にもいろいろ使うことが出てくる可能性はありますが、こちらは財政当局と協議しながら、その目標に向けて達成できるように進めていきたいと考えております。

その後については、まだそういう協議はしておりませんので、今のところは基金がなくなれば一応終了という形になってしまいますが、まだこれから協議と思っております。

○掛布委員　　そうすると、今後の基金の使い方としては、順次1,500万円ずつ取り崩して15年間でほぼなくなるよ。それで、30万冊廃棄、新規というその純増で15万冊から倍増させる、15年間かけてという、そういうことで、今1,500万円プラス1,800万円と言われたんですけど、これはちょっとこの条例と関係ないんですけれども、今までの市の蔵書、本を買っていく予算を倍に増やすという、そういう意味でよろしいんですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　今まで予算については1,200万円ぐらいが本の予算を使っておりました。基本計画では1.5倍を掲げておまして、それが1,800万円。1,800万円の本を買っていったとしてもかなり長い期間がかかるよ。

当然、除籍の本も出てきますので、除籍も見込んで今の3,300万円を使うよ、15年程度で30万冊が達成できるという見込みをしております。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

[挙手する者なし]

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時00分　　休　憩

午前10時00分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第13号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第2条 繰越明許費の補正のうち

介護施設等整備費補助事業

健康推進事業

第3条 債務負担行為の補正のうち

古知野西保育園指定管理料

体育館LED照明器具借上料（小学校）

体育館LED照明器具借上料（中学校）

○委員長 続いて、議案第14号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第13号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部、教育部、こども未来部の所管に属する歳入歳出、第2条 繰越明許費の補正のうち、介護施設等整備費補助事業、健康推進事業、第3条 債務負担行為の補正のうち、古知野西保育園指定管理料、体育館LED照明器具借上料（小学校）、体育館LED照明器具借上料（中学校）を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、高齢者生きがい課の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

初めに歳入について御説明いたしますので、議案書の96ページ、97ページ

をお願いいたします。

上段の15款4項1目3節社会福祉費交付金のうち、高齢者生きがい課分、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金外1項目でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、108ページ、109ページをお願いいたします。

中段の3款1項1目高齢者福祉費で、補正予算額は673万5,000円の減額でございます。

内容につきましては、109ページ説明欄下段から111ページ下段にかけて掲載しております。

補足説明といたしまして、109ページの最下段、介護施設等整備費補助事業につきましては、3月1日付にて国庫補助不採択の通知がございましたので、後日追加議案を上程し、減額補正を行う予定でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑ありますか。

○掛布委員　今、最後のところに説明がありました高齢者のグループホームの改修費の国庫補助申請が2施設とも不採択ということなんですけど、採択を見込んで改修をされたのか、改修する予定でまだやっていないのかどちらか分かりませんが、なぜ補助申請が駄目だったのかということと、あともう改修工事をやってしまっていたとしたら、かなり施設側にとっては補助が出ないということで打撃になるわけなんですけど、その点どういうことになっているか説明をしていただきたいと思います。

○高齢者生きがい課長　まず1点目のなぜ不採択だったかということなんですけれども、厚生労働省の採択方針というものがございまして、優先度が高い事業が採択されたということでございます。

どういった事業が優先度が高いかと申しますと、防災・減災対策を推進するためのスプリンクラーの整備ですとか、耐震化の改修、非常用自家発電設備・給水設備の整備等をする場合の改修を優先するというところでございます。

工事につきましては、国の内示があってから着工するようになっています。

事業所にもお伝えしていますので、実際に工事を始めているというところはございません。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて福祉課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○福祉課長　それでは、福祉課所管の補正予算につきまして歳出で御説明をいたします。

議案書の110ページ、111ページ下段をお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費で、補正予算額は607万2,000円でございます。

内容につきましては、111ページ下段及び113ページ上段の説明欄でございます。

特定財源として国庫負担金、県負担金及び国庫交付金がそれぞれ財源措置されますので、歳入予算に計上をしております。

次に118ページ、119ページの上段をお願いいたします。

3款4項1目被災者支援費で、補正予算額は40万円の減額でございます。

なお、特定財源として国庫交付金が財源措置されますので、歳入予算に計上をしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑ありますか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて保険年金課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長　保険年金課所管の該当箇所につきまして御説明させていただきます。

最初に歳入でございます。

議案書の94ページ、95ページをお願いいたします。

中段の15款1項1目民生費国庫負担金のうち、保険年金課分、国民健康保険基盤安定負担金、未就学児均等割保険税負担金です。

次に、98ページ、99ページの中段の16款1項1目民生費県負担金のうち、保険年金課分の国民健康保険基盤安定負担金、未就学児均等割保険税負担金でございます。

続きまして、歳出でございます。

112ページ、113ページの中段をお願いいたします。

3款1項3目社会保障費の保険推進事業でございます。

該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて健康づくり課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長　それでは、令和4年度江南市一般会計補正予算のうち、健康づくり課所管について説明させていただきます。

初めに歳入でございます。

議案書の94ページ、95ページの下段をお願いいたします。

15款1項2目1節保健衛生費負担金の説明欄、健康づくり課所管の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金でございます。

はねていただきまして、96ページ、97ページ最上段をお願いいたします。

15款2項3目1節保健衛生費補助金の説明欄、健康づくり課所管の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。

中段、15款4項2目1節保健衛生費交付金の説明欄、健康づくり課所管の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

議案書の118ページ、119ページをお願いいたします。

中段、4款1項1目健康づくり費で、補正予算額は3億8,841万3,000円の減額でございます。

内容につきましては、119ページ説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

健康推進事業は63万8,000円の繰越明許費でございます。

予防接種事業は769万5,000円の減額をし、特定財源となる国庫補助金も併せて歳入予算から減額をお願いするものでございます。

はねていただきまして、120ページ、121ページの最上段をお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種事業は3億7,957万9,000円の減額をお願いするもので、特定財源として国庫負担金及び国庫補助金がそれぞれ財源とされますので、歳入予算に計上しております。

その下の休日急病診療所維持運営事業は4,000円の減額をお願いするもので、特定財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することから財源更正し、歳入予算に計上しております。

その下の地域医療推進支援事業（新型コロナウイルス感染症対策）は113万5,000円の減額をお願いするもので、特定財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することから財源更正し、歳入予算に計上しております。

補足説明はございません。どうぞよろしくようお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑ありますか。

○掛布委員　今御説明いただきました121ページにあります新型コロナワクチン接種事業が3億7,957万9,000円とすごい減額の額が大きいんですけども、これはいつのときのコロナワクチンの接種事業に対する費用でこれだけの減額が出てきているのかということと、これだけ減ったのは接種率が減ったということだと思えるんですけども、それはどう考えたらいいのかというのを説明していただきたいと思えます。

○健康づくり課長兼保健センター所長　こちらの減額の補正予算ですけども、令和4年度4月からの事業費の減額となっておりますが、大きくなりま

すけれども、集団接種会場で従事する医師の謝礼の支払いについて、市の直接払いから会場を運営する委託の中で医師を派遣するような形になりましたので、その医師の謝礼の部分が5,600万円と、それからこちらはその下になりますけど、予防接種委託料のほうになりますけれども、こちらのほうは予防接種、1回目から3回目、小児と乳幼児も含みますけれども、そちらの経費、それから4回目の追加接種の経費と、あとオミクロン株対応の経費がそれぞれございますが、そちらのほうを合算しますと3億1,968万8,000円となっています。

やはり接種率の低下といったところが大きく影響しております。やはりその予防接種の効果といったもので一次予防、二次予防、それぞれやっていただく中で、新しいワクチン、オミクロン株対応ワクチンを打つに当たっては、初回接種で従来株を打ってから接種するというような状況もございまして、現在大きく接種率が低下しているのは、オミクロン株、5回目を接種してもコロナにかかってしまうというような状況もございまして、その中でやはり重症化リスクを少しでも軽減していくといったものが予防接種の効果だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長　よろしかったですか。

ほかに質疑ありますか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑もないようでありますので、続きましてこども未来部こども政策課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○こども政策課長　こども政策課所管の補正予算について御説明を申し上げます。

初めに歳入でございます。

議案書の94ページ、95ページの下段をお願いいたします。

15款2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の右側説明欄は、子ども・子育て支援事業費補助金でございます。

96ページ、97ページの上段をお願いいたします。

15款4項1目民生費交付金、1節児童福祉費交付金の右側説明欄、こども

政策課分は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金。

同じページの中段やや下でございますが、4目教育費交付金、1節教育総務費交付金の右側説明欄、こども政策課分は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

続いて、歳出について御説明を申し上げます。

114ページ、115ページの上段をお願いいたします。

3款2項1目こども政策費、補正予算額は1,453万6,000円の減額で、右側説明欄の病児・病後児保育事業は財源更正を、次に子育て支援センター維持運営事業は30万9,000円の減額補正を、その下、ファミリー・サポート・センター事業は2万7,000円の減額補正と財源更正を、その下、児童・遺児手当等事業は財源更正を、その下、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業は1,320万円の減額補正と財源更正をお願いするものでございます。

はねていただきまして、116ページ、117ページの上段をお願いします。

子育て世帯等臨時特別支援事業は100万円の減額補正をお願いするものでございます。

少し飛んでいただきますが、138ページ、139ページの中段をお願いします。

10款1項3目放課後児童費、補正予算額は47万4,000円の減額で、放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）は23万4,000円の減額補正と財源更正を、その下、放課後子ども総合プラン事業（放課後子ども教室）は24万円の減額補正と財源更正をお願いするものでございます。

以上で、こども政策課所管の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑ありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続きまして保育課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保育課指導保育士 それでは、保育課所管の該当箇所について御説明させ

ていただきます。

歳入につきましては、議案書の96ページ、97ページの上段、15款4項1目1節児童福祉費交付金、説明欄、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金でございます。

ページを1枚はねていただきまして、98ページ、99ページの中段やや下、16款2項2目2節児童福祉費補助金、説明欄、保育所等給食費軽減対策支援金でございます。

歳出につきましては、少しはねていただきまして、116ページ、117ページの下段、3款2項2目保育費、補正予算額は193万円の減額でございます。

内容につきましては、説明欄をお願いいたします。

保育園保育等事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する財源更正を行うとともに、空気清浄機の購入におきまして契約締結に伴い不用となる112万7,000円を減額するものでございます。

その下、保育園施設維持運営事業のうち、保育園施設維持事業は空調設備保守委託の契約締結に伴い不用となる80万3,000円を減額するものでございます。その下、保育園指定管理事業は、令和4年度当初予算でお認めいただきました古知野西保育園の指定管理料の債務負担行為におきまして、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策において行われました、保育士等を対象に収入3%程度を引き上げる処遇改善に相当する額を増額するため、限度額を引き上げる変更をお願いするものでございます。

その下、子ども・子育て支援事業の新型コロナウイルス感染症対策補助事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び県費補助金を充当する財源更正をお願いするものでございます。

詳細につきましては備考欄を御覧いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑ありますか。

○掛布委員　117ページのところで、保育園指定管理事業の債務負担行為の限度額の変更の理由が古西保育園の新しい指定管理者が行う保育士の処遇改

善事業、それが行われるので契約額を引き上げるということなんですけれども、これは令和5年度からの管理料の引上げを令和4年度の予算の中に債務負担行為として織り込んでいくと、そういうことでよろしいんですか。

○保育課主幹　　今、質問にございましたように、今回、古知野西保育園の第3期、令和5年4月から令和9年3月、こちらの5年間にかけて債務負担を令和4年度の当初予算でお認めいただいたわけなんですけど、先ほどのように、処遇改善の部分を上乘せする必要があるということで、今回引き上げさせていただいた差額分、こちらの金額につきましては5年間の総計と考えていただくこととなります。1年間に計算し直しますと、約[※]315万円という形になってまいりますので、よろしく願いいたします。

○掛布委員　　それで、古西保育園を処遇改善して、全体で年間315万円ということなんですけれども、もう一つの指定管理者であります布袋北保育園についても同じような処遇改善をやっているんですけども、それがここに含まれていないというのはどういうことだったのでしょうか。

○保育課主幹　　布袋北保育園が確かにもう一年指定管理制度を導入させていただいて運営を行わせていただいております。

現在、布袋北保育園につきましては令和5年度が最終年度の第5年目ということになります。

債務負担につきましては、その期間中の将来かかる費用の負担をしていくということの考え方の下で設定させていただくものになりますので、布袋北保育園につきましては、最終年度につきましては当初予算のみで組みさせていただきまして、債務負担の設定はないものでございます。

○掛布委員　　ついでなんですけど、布袋北は令和5年度が最終年度で、令和6年度以降は任意継続ということでしたでしょうか。

○保育課主幹　　現在、保育園の指定管理者制度のほうにつきましては、1期といいますか1つの期につきましては5年間を1つの契約という形で考えさせていただいておりますが、子供たちへの影響、また保護者との関係性ということも重要視されなければならないものでございますので、1期といいますか5年間を継続していただきまして、その事業者に支障がないということになりますと、次の期の5年間、合わせて10年間を一つの事業所をお願いし

※ 後刻訂正発言あり

ていくという考え方を持っています。

現在、布袋北保育園は第3期ということになりますので、4期目につきましては任意継続でお願いするような形で、今考えさせていただいていますので、よろしくお願いいたします。

○掛布委員　今回の債務負担行為限度額の引上げの分については古西保育園が変更だけですということなんですけれども、この変更額による負担額、市が負って指定管理者に余分に賃金アップの分を払うわけなんですけれども、その部分というのは交付税措置をされていると思いますが、それについて江南市の保育士は賃金アップしなかったわけなんですけど、事業で手を挙げなかったわけなんですけれども、江南市の保育士については賃金アップをしないので交付税措置はないよと、賃金アップ分。だけど、手を挙げた古西保育園、布袋北保育園の保育士の賃金処遇改善分は交付税措置として江南市に入っていると、そういうことでよろしいでしょうか。

○保育課主幹　申し訳ありません、国のほうから示されております考え方につきましては、今、掛布委員がおっしゃられましたとおり、今回処遇改善を行った保育園、特に公立保育園につきましては交付税措置があるというような情報が入っています。

ただ、申し訳ありません、詳細な計算式等はこちらで把握しておりませんので、入っているであろうという形にはなってしまいますけれども、そのように御理解いただければと思います。

○掛布委員　処遇改善をした公立保育園については交付税措置があるけれども、江南市は処遇改善しなかったので交付税措置がないと、そういうことですか。

○保育課主幹　おっしゃられるとおり、まず処遇改善を江南市のほうは行いませんでしたので、その分については交付税措置がないものと考えております。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑もないようでありますので、保育課の質疑に対して終わります。

すが、ここで暫時休憩させていただきます。再開は45分再開でお願いします。

午前10時29分 休 憩

午前10時43分 開 議

○委員長 ちょっと時間は早いですけれども、休憩前に引き続き会議を開きます。

当局から、先ほどの掛布委員の質疑に対する答弁を訂正したいとの旨の申出がありましたので、この訂正の申出を許可いたします。

○保育課主幹 お時間いただきまして、大変申し訳ありません。

先ほど掛布委員のほうから御質問、保育園指定管理事業の中の債務負担行為の限度額、こちらの増額分につきまして、単年度当たり、私のほうから約315万円と申し上げましたが、正しくは301万5,000円でした。申し訳ありませんでした。

○委員長 御苦労さまでした。

続きまして、教育部教育課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長 教育課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

初めに歳入でございます。

議案書の96ページ、97ページをお願いいたします。

中段、15款4項4目1節教育総務費交付金、その下1つ飛びまして、3節小学校費交付金、その下、4節中学校費交付金でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

138ページ、139ページをお願いいたします。

最上段、10款1項1目教育支援費で、補正予算額は109万円の減額でございます。

次に、140ページ、141ページをお願いいたします。

最上段、10款2項1目小学校費で、補正予算額は525万3,000円の減額でございます。

次に、142ページ、143ページをお願いいたします。

最上段、10款3項1目中学校費で、補正予算額は1,418万6,000円の減額で
ございます。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑ありますか。

○掛布委員　141ページの学校施設整備事業で、工事請負費として古知野東
小学校、古知野北小学校の生徒数増に伴う教室の改修費ということなんです
けれども、生徒はどのように増えていてこういうことになっているのかとい
うのと、あと改修の内容なんですけれども、いわゆる多目的に使う、例えば
古知野北小学校ですと多目的に使っていたひまわりルームというのを教室に
戻すという、間仕切りをして広い部屋を半分教室に戻すということなんです
けれども、そうなってくると、いわゆる教室内の例えばエアコンであるとか
そういったものが普通の教室対応ではなくなっちゃったりいろいろ不都合も
出てくるかと思うんですけれども、それらに対する備品とかそういったもの
が手配されるのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○教育課長　まず古知野東小学校について御説明させていただきますと、特
別支援学級が2教室不足するということでございます。

現在、特別支援学級については7学級あるところが9学級となります。知的
と情緒が1クラスずつ増えるということでございます。

こちらの対応策でございますが、まず現在の特別支援教室をパーティショ
ンで区切り2教室といたします。それでまず1個確保するということです。
それであれば、1階にある普通教室を特別教室に改修のほうを行います。そ
れでまず特別支援教室を2つ確保するということとなりますが、普通教室が
1つなくなるものですから、その普通教室を4階にある多目的室へ移すとい
うところの対応となってきます。

次に、古知野北小学校につきましては、普通学級が2教室不足するとい
うことでございます。

卒業する6年生が2学級であったのが、新1年生が3学級となり1学級増
えるということと、現4年生が70人ということで、35人学級ですのでちょ
うど2学級であったのが、来年度、新5年生が71名になるということで、これ

が3学級に増えるということで普通教室が2教室不足するというございます。

それで、対応策につきましては、委員がおっしゃったとおり、1階にある多目的室を、パーティションがありまして、そこを仕切り2教室に分け、そこにまず特別支援学級を2学級入れるということになります。空いた特別支援教室のところに普通学級を2クラス入れるということでございます。

それで、今回改修工事と備品購入費と計上させておりますが、例えば古知野北小学校で申し上げますと、手洗い場がなくなるので手洗い場を設置したり、あとインターホンを増設したりということになります。備品購入費で申し上げますと、プロジェクターであったり、配膳台のほうが不足してくるものですから、そういった予算のほうを計上させております。こちらについては学校からの要望を基に改修であったり備品を購入するというものでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ほかに質疑ありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続きまして生涯学習課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 生涯学習課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

初めに歳入について説明いたしますので、議案書の96ページ、97ページをお願いいたします。

中段やや下の15款4項4目2節社会教育費交付金でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

144ページ、145ページをお願いいたします。

上段の10款4項1目生涯学習費で、補正予算額は50万円の減額と財源更正でございます。

その下の中段の10款4項2目文化交流費で、補正予算額は15万1,000円の増額と財源更正でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長　それでは、これより質疑を行います。
質疑ありますか。

[挙手する者なし]

- 委員長　質疑もないようでありますので、続きましてスポーツ推進課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　スポーツ推進課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明をさせていただきます。

初めに歳入でございます。

97ページの下段、15款4項4目5節保健体育費交付金のうち、スポーツ推進課分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

歳入は以上です。

続きまして、歳出でございます。

議案書の146ページ、147ページをお願いいたします。

中段の10款5項1目スポーツ推進費で、補正予算額は401万8,000円の減額でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。
質疑ありますか。

[挙手する者なし]

- 委員長　質疑もないようでありますので、続いて学校給食課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
それでは、学校給食課所管の補正予算について説明させていただきます。

歳出について説明させていただきますので、議案書の148、149ページをお願いします。

148ページ最上段、10款5項2目学校給食費、補正予算額は845万円の減額でございます。

説明は以上です。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑ありますか。

○掛布委員 149ページの説明欄のところの調理業務委託が契約の結果、413万8,000円の減額という以前の説明だったと思いますけれども、この調理業務の契約というのは3年間のまとめでの契約だったのか、どういう契約内容だったかちょっと説明していただきたいのと、減額ということは入札の結果、これだけの減額になったという、そういうことなんでしょうか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
まず契約期間につきましては3年間です。令和4年から令和7年の3月31日まででございます。

あと、契約なんですけど、こちらのほうは令和3年度に公募型プロポーザル方式を実施いたしましてこちらの業者に決まりました。令和3年度に債務負担行為を設定させていただいて、そこからのプロポーザルのときに入札価格を入れていただいた価格との差額ということになります。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時55分 休 憩

午前10時55分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第14号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号 令和4年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長 続きますして、議案第15号 令和4年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 それでは、議案第15号につきまして御説明をいたします。

議案書の151ページをお願いいたします。

令和5年議案第15号 令和4年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

152ページから155ページにかけまして、第1表 歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

156ページ、157ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

最上段の1款1項1目は一般被保険者国民健康保険税、その下、5款1項1目は一般会計繰入金、はねていただきまして、5款2項1目は基金繰入金、その下、6款1項1目は一般被保険者延滞金でございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

160ページ、161ページをお願いいたします。

上段の3款1項1目とその下、3款2項1目、はねていただきまして、3款3項1目は国民健康保険事業費納付金支払事業で、保険基盤安定繰入金など特定財源の歳入額の補正に伴う財源更正でございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑ありますか。

○掛布委員 年度末における国保の会計の補正で、保険基盤安定繰入金が大幅に特定財源として増えているのは、低所得者の方が予算を組んだときよりも増えているということだったんですけれども、ところがその分県納付金の額の変動はなく、ただ基金の繰入額が2,000万円も増やしている、そうい

う補正になっているんですけど、それは保険税収入が見込めない部分を2,000万円の基金の繰入れで補っているという、そういう補正予算かなと漠と理解したんですけども、一体これは何が起きているかということなんですけど、国保加入者の中で。要するに低所得者の方が増えていて、保険税収入が調定額よりも低い額になってきていて、その保険税収入が減ってきている、そんなようなことを反映した補正予算かなと思うんですけども、今言ったところで何か間違っていることがあったら修正していただいて、この補正予算の意味するものは何かということの説明をいただけたらと思います。

○保険年金課長 掛布委員のおっしゃったこととおおむね間違いはございません。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時00分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号 令和4年度江南市介護保険特別会計補正予算（第4号）

○委員長 続きまして、議案第17号 令和4年度江南市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長　それでは、議案第17号について御説明申し上げます。

議案書の175ページをお願いいたします。

令和5年議案第17号　令和4年度江南市介護保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

176ページをお願いいたします。

第1表　歳入歳出予算補正でございます。

次に、178ページから179ページには、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、180ページ、181ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入予算でございます。

下段の6款1項5目その他一般会計繰入金は7万5,000円の減額でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

182ページ、183ページをお願いいたします。

上段の1款2項1目介護認定審査会費の補正予算額は7万5,000円の減額でございます。

次に、184ページ、185ページをお願いいたします。

上段の2款3項1目その他諸費の補正予算額は6万8,000円の増額でございます。

次に、186ページ、187ページをお願いいたします。

上段の2款4項1目高額介護サービス等費の補正予算額は6万8,000円の減額でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前11時03分　休　憩

午前11時03分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号 令和4年度江南市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○委員長 続きまして、議案第18号 令和4年度江南市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 それでは、議案第18号につきまして御説明をいたします。

議案書の189ページをお願いいたします。

令和5年議案第18号 令和4年度江南市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

190ページから193ページにかけまして、第1表 歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

194ページ、195ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

1款1項2目は普通徴収保険料でございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

196ページ、197ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の後期高齢者医療支援事業、広域連合納付事業でございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑ありますか。

○掛布委員　　ちょっと補正予算の意味が理解できないわけなんですけれども、まず歳入で4,722万7,000円の増額になっておりますが、保険料率というのは前もって決まっているもので、これだけの増額になったというのはどういう理由なのか。そしてまたその入の増だけ後期高齢者医療広域連合への納付金が増えているわけなんですけれども、納付金の額というのも前もって指定された額を納めなさいよというふうになっているわけなんですけど、同額の保険料が増えた分だけ納付金が増額というのがちょっと意味が分からないんですけれども、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○保険年金課長　　まず歳入のほうなんですけれど、歳入のほうの予算を立てるときの見込みといたしまして、少し低過ぎる保険料収入を設定してしまったというところになります。

大きな理由としては、令和3年中の収納率が補正予算の編成時にちょっと低い状況でありましたので、その分を加味して少し少なめに設定したというところで、今回実際はもう少し多かったというところで増額の補正をしているところになります。

続きまして、歳出のほうの納付金なんですけれど、こちらは歳入で江南市のほうが徴収をすることになっているんですけれど、その歳入をした分、そのまま全てを広域のほうに納付するという形になっておりますので、歳入が増えるとその分歳出も増えるという同額の金額で予算を立てておりますので、連動した形になっております。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

[挙手する者なし]

○委員長　　それでは、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前11時07分　　休　憩

午前11時07分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第18号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号 令和5年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第3条 債務負担行為

第4条 地方債のうち

災害援護資金貸付事業

公民館改修事業

市民文化会館改修事業

○委員長 続きます。議案第21号 令和5年度江南市一般会計予算、第1条 歳入歳出予算のうち、健康福祉部、教育部、こども未来部の所管に属する歳入歳出、第3条 債務負担行為、第4条 地方債のうち、災害援護資金貸付事業、公民館改修事業、市民文化会館改修事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願ひします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○高齢者生きがい課長 それでは、高齢者生きがい課所管の当初予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げますので、一般会計予算書の26ページ、27ページをお願ひいたします。

初めに歳入でございます。

中段の13款1項1目1節社会福祉費負担金で老人ホーム措置費負担金でございます。

次に、28ページ、29ページをお願いいたします。

中段の14款1項2目1節社会福祉使用料のうち、高齢者生きがい課所管の老人福祉センター目的外使用料（電柱）から高齢者生きがい活動センター目的外使用料（電柱）までの3件でございます。

次に、36ページ、37ページをお願いいたします。

上段の14款2項2目1節社会福祉手数料の事業者指定手数料及び事業者指定更新手数料でございます。

次に、38ページ、39ページをお願いいたします。

上段の15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、高齢者生きがい課所管の低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に、46ページ、47ページをお願いいたします。

下段の16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、高齢者生きがい課所管の低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に、48ページ、49ページをお願いいたします。

下段の16款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、高齢者生きがい課所管の社会福祉法人利用者負担軽減対策事業費補助金から介護施設等整備事業費補助金までの3件でございます。

少し進んでいただき、66ページ、67ページをお願いいたします。

中段の21款5項2目11節雑入のうち、高齢者生きがい課所管の寝具洗濯実費徴収金及び緊急通報システム実費徴収金でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、大きく進んでいただきまして、168ページ、169ページをお願いいたします。

中段の3款1項1目高齢者福祉費でございます。

169ページ説明欄の人件費等から177ページの特別敬老事業までの23事業でございます。

補足説明でございますが、177ページ上段の旧保健センター維持事業のうち、光熱水費につきましては新型コロナウイルスワクチン接種における

受診票の確認作業及び集団接種会場として当施設の一部を利用することになり、健康づくり課所管の新型コロナウイルスワクチン接種事業で計上することになりましたので、後日追加議案を上程し、減額補正を行う予定でございます。

説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑ありますか。

○岡本委員　予算書の173ページ上から2つ目、地域見守りネットワーク事業についてお聞きいたしますけれども、この中の認知症高齢者賠償補償保険料というのがありますけれども、こちらのほうは伊藤議員の一般質問にもあったと思うんですけれども、令和4年度から実施しているということで37名の方が加入されているという答弁があったと思いますが、どのような事業なのか御説明をお願いいたします。

○高齢者生きがい課長　こちらにつきましては、認知症の高齢者の方や御家族の負担軽減を図る目的で令和4年6月から開始した事業で、認知症の方が病気を原因として引き起こした事故等に関して賠償が発生した場合に、その賠償額を補償するという保険になります。保険料は市のほうで負担しています。

対象者の方は、市内在住の65歳以上で在宅生活をされている方のうち、認知症によりまして一人歩きのおそれのある方で、1人当たりの保険料は1年間1,620円、1事故につき最大1億円の補償がされます。

○岡本委員　それでは、この事業において賠償金を支払ったという事例はございますでしょうか。

○高齢者生きがい課長　昨年6月の事業開始から本日までお支払いした事例はございません。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑は。

○掛布委員　175ページの中ほどにあります高齢者生きがい促進事業の中の高齢者福祉活動支援事業の負担金、補助及び交付金の老人クラブ補助金のところなんですけれども、235万4,000円、これは前年の令和4年のときに令和

5年度から老人クラブとして繰越額が多額になって補助額を上回る場合は交付しないよということだったけれども、一般質問の中で片山委員長が質問されたときには、交付要綱を見直しして令和5年度からやる予定だったけれども、即座に繰越額が補助金を上回る場合でも減額はしないよと、そういうふうにされるんだなあと考えたわけなんですけれども、その方針というのはこの予算立ての中に反映されているのかどうか。従来そのままの1年前の答弁でいくと、令和5年度から出さないよという老人クラブがかなり出てくる想定だったと思うんですけれども、予算立てのときとしてはそれが入っている予算になっているのか、いえいえ要綱の見直しを反映して従来どおりというふうで予算が立っているのかどうか、それをお聞きしたいです。

- 高齢者生きがい課長 当初予算につきましては、もともと全ての老人クラブの団体が繰越額がどのように変化するかという状況が分かりませんでしたので、もともと全ての団体に対して今までどおりお支払いしていくような予算立てをしております。
- 掛布委員 ですけども、その予算の額を見ますとかなり前年度、令和4年度の当初予算に比べて広く1,000万円以上減った予算に、老人クラブ補助金全体の額が減っているわけなんですけれども、これはいわゆる1クラブ当たりとか1人当たりの単価を引き下げた、令和4年度も引き下げたけど、令和5年度もさらに引き下げるといふ、そういう引下げの内容が反映されているのでしょうか。
- 高齢者生きがい課長 老人クラブの補助要綱の見直しに当たって、単価を下げたとかいうことはありませんので、昨年度との比較で申し上げますと、クラブ数の減少ということがあります。
- 掛布委員 前年の確認をしていたら、令和3年から令和4年に行くときに1人当たりの老人クラブ補助金の単価を引き下げた、90円から72円に引き下げたということなんですけど、それは引き下げたわけで、令和4年度から令和5年度に行くときは下がっていないよと、これだけ減額になっているのは全て、だからクラブ数と人数の減を反映していて、あとは前年度と同じように予算計上しているよと、そういうことでよろしかったですか。
- 高齢者生きがい課長 掛布委員が言われるとおりでございます。

○委員長 よろしかったですか。

ほかに質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続きまして福祉課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○福祉課長 それでは、福祉課の所管につきまして、該当箇所を説明させていただきます。

一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

まず初めに、歳入でございます。

28ページ、29ページ中段をお願いいたします。

14款1項2目1節社会福祉使用料のうち、福祉課所管のわかくさ園目的外使用料（駐車場）から在宅障害者デイサービス施設目的外使用料（駐車場）までの3項目でございます。

少しはねていただき、38ページ、39ページ上段をお願いいたします。

15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、福祉課所管の特別障害者手当等給付費負担金から障害者自立支援医療給付費負担金までの4項目でございます。

次に、同ページ下段の3節生活保護費負担金の生活保護医療扶助費負担金から、41ページ上段の被保護者健康管理支援事業費負担金までの10項目でございます。

次に、40ページ、41ページ中段をお願いいたします。

15款2項2目1節社会福祉費補助金の地域生活支援事業費補助金でございます。

41ページ下段の3節生活保護費補助金の生活保護費補助金と社会保障・税番号制度システム整備費等補助金でございます。

次に、44ページ、45ページ中段をお願いいたします。

15款3項2目1節社会福祉費委託金のうち、福祉課所管の特別児童扶養手当支給事務費委託金でございます。その下の2節生活保護費委託金の支援相談員配置経費委託金でございます。

次に、46ページ、47ページ下段をお願いいたします。

16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、福祉課所管の障害者自立支援給付費負担金から民生委員活動費等負担金までの4項目でございます。

次に、49ページ中段をお願いいたします。

3節生活保護費負担金の生活保護費負担金及び行旅死亡（病）人取扱費負担金でございます。その下の4節災害救助費負担金の災害弔慰金負担金及び災害障害見舞金負担金でございます。

次に、同ページ下段をお願いいたします。

16款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、51ページ最上段の福祉課所管の特別障害者手当等支給費補助金から軽度・中等度難聴児補聴器給付費補助金までの7項目でございます。

次に、52ページ、53ページ中段をお願いいたします。

3節災害救助費補助金の被災者生活再建支援事業費補助金でございます。

少し進んでいただき、56ページ、57ページ中段をお願いいたします。

16款3項2目2節生活保護費委託金のホームレス実態調査交付金でございます。

少し進んでいただき、66ページ、67ページ中段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、福祉課所管の障害児通所給付事業利用料から障害児通所給付費不当利得返還金までの3項目でございます。

次に、70ページ、71ページ上段をお願いいたします。

22款1項1目1節災害救助債の災害援護資金貸付事業債でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

176ページ、177ページの下段をお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費の人件費等から、191ページ最下段の児童発達支援センター業務委託事業まででございます。

なお、ここで補足説明でございますが、189ページの説明欄中段の障害福祉計画策定事業につきまして、国が定める基本指針の見直しによっては第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の計画期間が変更となる場合もございます。

次に、少しはねていただき、200ページ、201ページの最下段をお願いいたします。

3款1項4目福祉活動費の社会福祉関係団体育成事業から、203ページ中段の民生委員推薦会事業まででございます。

次に、少しはねていただき、238ページ、239ページ最上段をお願いいたします。

3款3項1目生活保護費の生活保護事業から、241ページ最下段の行旅死亡（病）人取扱事業まででございます。

次に、242ページ、243ページ最上段をお願いいたします。

3款4項1目被災者支援費の災害援護事業から災害援護資金貸付事業まででございます。

説明は以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑ありますか。

○掛布委員　189ページの説明欄のところにあります障害福祉計画策定事業ですけれども、今度第7期の障害福祉計画の策定に入っていくということなんですけれども、今ある計画が今年度、令和5年度末までということなんで、まだちょっと1年残っているわけなんですけれども、現在のある計画に対しての到達点とかどんなものが未達成で残っていて、次の計画にさらに継続していくことになるのかということとか、あとその次の第7期の計画で新たにいわゆる重点的にどんなものを盛り込んでいく必要があると、そういうことになっているのか、ちょっとそこを教えてくださいと思います。

○福祉課長　現状の実績で申し上げますと、コロナ禍であったという事情もございまして、大人の方でいいますと、通所のサービスよりも在宅にヘルパーがいらっしゃる訪問のサービスの利用が増えておりました。

それに反しまして、子供に関しましては、通所の児童のサービスは利用が大幅に増加をしておるといった状況でございます。

全体的な利用の見込み等につきましては、おおむね予定に沿った形で実施ができておるといった状況でございますが、その他の状況では、地域生活支援拠点につきましては、江南市では今あるサービスを上手に活用しながら、親亡

き後、それから障害の重度化に対応していくということを見込んで拠点の設置をしておりますが、実際には利用実績に至らないという状況が今課題として上がっております。

それに関しては、拠点の検討部会という部会を定めておまして、その中で重点的に今も検討を進めていただいておりますので、そちらの検討をさらに進めていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

○掛布委員　そうすると、新たに第7期で重点的に盛り込んでいこうというのは、さっき言われた地域生活支援拠点でしたか、その充実強化というか、そういうものを盛り込んでいくということで、そのほかには別段これまでと同じような利用者の増加見込みとかを反映した計画になっていくよと、そういうふうに理解すればよろしいですか。

○福祉課長　おっしゃるとおりでございます。

○委員長　掛布委員、よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

○掛布委員　予算書の239ページの下の段にあります生活保護システム改修事業のところの医療扶助オンライン資格確認導入事業ですけれども、ちょっと私、これは本当によくはないなと、やめてほしいなと実際思います。

要するに、生活保護の方が医療扶助、病院にかかろうとする場合、これが導入されると、マイナンバーカードがないと生活保護の方が病院にかかれないうことになると思われまので、結局マイナンバーカードを作るかどうかというのは、現時点では任意で作りたくない方はあくまでも作らなくてもいいし、私も作りたくないので作っておりませんが、そういう方に対して生活保護で医者にかかりたかったらマイナンバーカードを作らないといけないよというふうに強制することになっちゃうんじゃないでしょうか。

○福祉課長　この医療扶助オンライン資格確認導入事業は、マイナンバーカードによりまして病院での受診や薬局での薬の処方を受ける際に、被生活保護者の資格情報や本人情報をオンラインで確認をするものでございます。

委員がおっしゃられますとおり、まだ現在の生活保護者のマイナンバーカードの取得は、令和4年11月30日時点で調査がございましたので、そこでお

おむねの概数は把握をしておる状況では、まだまだ48.4%という状況でございます。

オンラインの資格確認の導入がされたとしても、マイナンバーカードを取得していただくようにお勧めはしていくものの、委員のおっしゃられるとおり、御本人さんの意思によるものとなってまいりますので、国としましては100%導入を目指しておるといところでございますが、しばらくの間は紙での確認及びオンラインの資格の確認も両方併用して実施をしていかざるを得ないというふうには考えております。

○掛布委員 要するにマイナンバーカードは作りたくない、作らないという方、現時点で、11月の時点でまだ6割近い生活保護の方がマイナンバーカードを作られていない状況なんですけれども、そうすると、そういう方が病院を受診したい場合は、これまでどおり医療券を発行していただいて大丈夫と、そういうことでよろしかったですか。

○福祉課長 現実的にはそのとおりの事務作業になるかと思われま。

○掛布委員 病院のほうの対応ですけれども、全ての病院がもうオンライン資格確認できるような、そういう状況が100%整っているのでしょうか。

○福祉課長 国民健康保険の関係で確認をしました数字ですので、一部の数字とはなりますけれども、江南市内で尾北医師会に加入していらっしゃる病院・診療所は六十数件あるかと私は把握しておりますが、その中で病院であります江南厚生病院、佐藤病院、布袋病院の3か所につきましては、既に資格確認ができる環境を整えていらっしゃるというふうにお聞きをしております。

その他の診療所・クリニックに関しましては、まだまだ20か所程度というところで導入には至っていないという状況でございます。

○掛布委員 20か所程度しか導入していないのか、まだ20か所程度未導入が残っているか、どちらですか。

○福祉課長 失礼いたしました。

20か所程度のクリニック・診療所が導入を既にされているというふうには把握をしております。

○委員長 よろしいですか。

- 掛布委員 はい。
- 委員長 ほかに質疑ありますか。
- 岡本委員 予算書の189ページの真ん中辺り、コミュニケーション支援事業とあるんですけれども、3,000円ですが、こちらはこういった事業なんでしょう、お願いいたします。
- 福祉課長 これは新たに事業を立ち上げるものでございまして、主に聴覚障害者の方のコミュニケーション支援のためにコンビニエンスストア等で買物をする際に、指差しをして活用ができるコミュニケーションボードを作成して設置をするものでございます。
- 岡本委員 設置をするということは、店舗とかは決まっているのでしょうか。
- 福祉課長 まだそこまで確定はしておりません。これから準備を進めていくという段階でございます。
- 委員長 よろしいですか。
ほかに質疑ありますか。

[挙手する者なし]

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて健康づくり課について審査をいたします。
よろしいですか。
では、当局から補足説明がありましたらお願いします。
- 健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、令和5年度一般会計予算のうち、健康づくり課の所管を申し上げます。
初めに、歳入でございます。
予算書の26ページ、27ページ中段をお願いいたします。
14款1項1目1節総務管理使用料の説明欄、健康づくり課所管の布袋駅東複合公共施設使用料、以下4項目でございます。
次に、36ページ、37ページ上段をお願いいたします。
14款2項3目1節保健衛生手数料の説明欄、健康づくり課所管の休日急病診療所診療収入、以下3項目でございます。
次に、40ページ、41ページ上段をお願いいたします。

15款 1 項 2 目 1 節保健衛生費負担金の説明欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

最下段、15款 2 項 3 目 1 節保健衛生費補助金の説明欄、健康づくり課所管の疾病予防対策事業費等補助金から、42ページ、43ページ上段の医療施設運営費等補助金までの3項目でございます。

次に、44ページ、45ページ最下段をお願いいたします。

15款 4 項 2 目 1 節保健衛生費交付金の説明欄、健康づくり課所管の子ども・子育て支援交付金、以下2項目でございます。

次に、48ページ、49ページをお願いいたします。

中段の16款 1 項 2 目 1 節保健衛生費負担金の説明欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

次に、52ページ、53ページをお願いいたします。

中段の16款 2 項 3 目 1 節保健衛生費補助金の説明欄、健康づくり課所管の健康増進事業費補助金からがん患者アピアランスケア支援事業費補助金までの6項目でございます。

次に、少し飛びまして、58ページ、59ページをお願いいたします。

中段の17款 1 項 1 目 1 節土地建物貸付収入の説明欄、健康づくり課所管の土地貸付収入でございます。その下の2節使用料及び賃借料の説明欄、健康づくり課所管の布袋駅東複合公共施設自動販売機設置場所貸付収入でございます。

少し飛びまして、62ページ、63ページをお願いいたします。

最上段の19款 1 項 1 目 1 節基金繰入金の説明欄、健康づくり課所管の江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

次に、64ページ、65ページをお願いいたします。

中下段の21款 5 項 2 目 6 節健康診査等実費徴収費の説明欄、健康づくり課所管の健康診査実費徴収金でございます。

次に、66ページ、67ページをお願いいたします。

上段の11節雑入の説明欄、健康づくり課所管の公衆衛生実習指導業務委託費、以下8項目でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出を申し上げます。

118ページ、119ページをお願いいたします。

下段の2款1項8目布袋駅東複合公共施設費でございます。

119ページの説明欄の布袋駅東複合公共施設維持運営事業の事業費から、121ページ上段の18節負担金、補助及び交付金でございます。

少し飛びまして、244ページ、245ページをお願いいたします。

上段の4款1項1目健康づくり費でございます。

245ページの説明欄の人件費等から、261ページ下段の骨髄提供者等支援事業までの18事業でございます。

なお、予算書の母子健康管理事業の説明欄におきまして、記載誤りがございましたので、訂正させていただきます。

具体的に申しますと、253ページ説明欄をお願いいたします。

説明欄、妊婦乳児等健康診査のうち、産婦健診2回とございますが、正しくは1回でございます。

説明は以上となっております。

○健康福祉部長 このたび、予算書備考欄におきまして記載誤りがございましたことにつきましては、定例会最終日に改めて私から訂正及び陳謝をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。誠に申し訳ありませんでした。

○健康づくり課長兼保健センター所長 申し訳ございませんでした。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑ありますか。

○掛布委員 まず、259ページ、261ページのところにかけてあります保健センター維持運営事業、この部分は当然のごとく新しい布袋駅東複合公共施設内の新しい施設部分の予算と、そういうことでよかったですでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 掛布委員おっしゃるとおり、保健センター、駅東の2階になりますけれども、そこで維持運営するにかかる経費を保健センター維持運営事業に掲載させていただいております。

○掛布委員 そうしますと、2階の部分には保健センターと一体のような感じで子育て支援センターがくっついているわけなんですけど、その子育て支

援センターの部分の維持運営費というのはここには入っていないくて、また子育て支援課のほうに別のところに維持費用であるとか光熱水費であるとか様々なものが計上されておると、そういうことでよろしいですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 布袋駅東の2階には、こども政策課所管の子育て支援センターの施設も同居しておりますので、そちらの施設に関する光熱水費等につきましてはこども政策課の所管の予算に計上がしてあります。

○掛布委員 今現在維持していただいている現在の保健センターの維持運営事業費に比べて新しく布袋駅東に移ったらどれだけいわゆる維持運営費が増えているのかなというのが非常に興味があるわけですがけれども、これは分かりますでしょうか。今年度と新年度で新しい施設に移ったら、保健センター全体で1.何倍とかいうふうに維持運営費が増えているであろうと思うんですけれども。

○健康づくり課長兼保健センター所長 予算ベースで申し上げますと、令和4年度予算におきましては、保健センター維持運営事業が1,622万4,000円の予算計上をしておりますが、令和5年度につきましては1,365万1,000円となっておりますので、300万円ほどの維持経費が縮減されたというような状況になっております。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

○掛布委員 118ページ、119ページのところにあります、今回健康づくり課で計上していただくことになりました布袋駅東複合公共施設全体の維持運営事業7,947万9,000円ですけれども、光熱水費部分が抜けておって、最終日に補正予算で計上されるということは分かりましたけれども、この中に入っている現在計上されている委託料ですけれども、維持管理委託料7,019万1,000円、これはスターツとの契約でもって今後30年間毎年毎年払い続けていかなければいけない経費なんですけれども、一体この中身は何であるかということを確認したいんですけれども。もちろん光熱水費は入っていないく、修繕費や消耗品費も入っておらず、7,019万円もかかるんだけれども、内容は警備費と清掃代がほとんどではないかと思うんですけれども、具体的にはこれで

何をやっていただくことになっておるのでしょうか。

- 健康づくり課長兼保健センター所長 委託料に維持管理委託料の7,019万1,000円のほうが計上してあります。

こちらの維持管理委託の内容につきましては、事業募集の際に示している募集要項や要求水準書に明記してございますが、主に施設の保守・点検、清掃、警備、修繕などの業務となっております。

- 掛布委員 そうしますと、この7,019万円で保守・点検、警備ということなんですけれども、そうするとスタートの関係者、請け負う業者の方が宿日直もやられると、そういう内容の入った経費なんのでしょうか。

- 委員長 この質問に関して、健康づくり課で答えられる質問ですか。

ちょっと課が変わってきていない。

暫時休憩します。

午前11時50分 休 憩

午後1時09分 開 議

- 委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議のほうを再開させていただきます。

午前中の掛布委員の質疑についてですけれども、この件に関しましては健康づくり課の所管ではありますが、本年度秘書政策課のほうで業務を行っていたものでありますので、秘書政策課長のほうに答弁していただきますので、よろしくお願いいたします。

- 秘書政策課長 警備体制につきましては、専門業者に委託するということになるんですけれども、具体的な警備体制についてはセキュリティーの観点、確保の観点からお答えできないものですから、よろしくお願いいたします。

- 掛布委員 ちょっと詳しくは無理というお話ですけれども、何せ年間7,000万円を超える額の委託料を払うわけですので、主に警備、保守点検、清掃ということなので、終わった後、年度末過ぎた後、どこにどれだけかけたか、多分恐らく様々な、その後分割してこの分野は何々委託料とかということで、さらにスタートの関連会社から別途それぞれ何とか委託、何とか委託というさらに細分化した委託体制になるのではないかと推測するんですけれども、実際にどういう実績があって、どこにどれだけお金を使って7,019

万1,000円にもなったのかという実績報告書というのは市のほうで確認できるようにになっているのでしょうか。

○秘書政策課長　実績報告につきましては、当然年度当初の計画、どれぐらい点検するかということがございますので、毎月点検とか調査結果については報告することになっておりますので、最終、年間年度末に対しては全体の報告書というような形で何らかの形で報告できるかと思えます。

○掛布委員　いわゆる結果報告を受ける部署の問題なんですけれども、結局今回秘書政策課から全体の複合公共施設の予算が健康づくり課のほうにぼんと移ってきて、ちょっと計上ミスも発生しているわけなんですけれども、そういった全体の費用とか、館全体の運営の統括者というのは、このまま行くと健康づくり課の課長ということになっちゃうんですけれども、そんなふうに理解すればいいのでしょうか。

○秘書政策課長　統括といいますか、今年度、昨年度から当然健康づくり課とは調整を随時しておりますので、そういった内容とかも全て協議の中で報告したりとかお互い話し合ったりしてありますので、何らかちょっと不明な点がありましたら、当然再度秘書政策課のほうに聞いていただくということになるかと思えます。

○掛布委員　いわゆる健康づくり課本来の業務とは随分違った館全体の把握も必要になってくると思えますので、別途こういう館全体の統括できる部署、常駐する職員というのは、本当に市の職員では健康づくり課と子育て支援センターしかないわけなので、あとは全部委託ですので、健康づくり課がどこまで行っても責任を持たなきゃいけないというのは、あまりにも本来の業務から外れて負担が重くなると思えますので、きちんと館全体の計画やら、ちゃんと全部が調和して進んでいっているかとか、何かトラブルが起きたときにどこに言っていけばいいのか、どこが最終的に調整して責任を取っていくのかという、そういった部署が絶対要ると思うので、そこが全然手当てされていないような気がしますので、ちゃんとやって部署をつくるようにしていただきたいと要望しておきます。

○委員長　分かりました。という形で……。

○秘書政策課長　組織体制につきましては、来年度施設管理グループという

ことでグループを設置することになっておりますので、その中で対応していくということにはなりません。ただし、これまでの過程とかそういったものがございまして、その辺りはいろいろ漏れのないような形で引継ぎをしてまいりたいと思っております。

○委員長 健康づくり課の中のグループとなるんですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 健康づくり課全体といたしましては、令和4年度、課長以下25名の体制としてやっておりますが、令和5年度につきましてもその体制を維持することになります。これまで新型コロナウイルス感染症対策グループといった形でワクチン接種等々の業務についておりましたが、こちらのグループのほうを廃止しまして、改めて施設管理グループというような設置に変えて、25人の課長以下の体制で令和5年度以降進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

○委員長 お願いします。

ほかに質疑はありますか。

○岡本委員 予算書の259ページ、休日急病診療所改修事業についてお聞きいたしますけれども、備品購入でレントゲン機器を購入されるということで682万円計上されております。この機器は、こういった機器を導入する予定なのかお願いいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 こちらレントゲン機器となっております。現在使用している休日急病診療所のレントゲン機器につきましては、アナログのフィルム方式のエックス線装置のほうを使っております。こちらを保守・委託している業者のほうで、現行の機種が修繕できる者が来年度からいなくなるというような形で、また型番も古くなっていることから、部品の確保が難しいといったような状況を伺いました。そういったことを踏まえまして、来年度予算のほうにデジタル方式のエックス線装置のほうを購入してまいります。こちらデジタル式のほうは、アナログ式よりも被曝量が少なく、画像データがパソコン画面で確認できることによって、より多くの診断情報のほうが見られるような利点がございまして、よろしく願いいたします。

○委員長 よろしいですか。

○岡本委員　　今、来年度から在籍しなくなるというようなこととお聞きしたんですけど、ということはこの購入は来年度早々にも購入されるのか。時期はいつになるのでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　こちらのほうですが、令和5年度当初で契約できるように指名審査委員会のほうに業者のほうを選定していただいて、速やかにその後令和5年度の上半期で納入できるように契約手続のほうを進めてまいりたいと考えております。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

○掛布委員　　259ページの下のほうにあります江南厚生病院建設費補助事業がこの令和5年度で最終だよということの説明がありましたけれども、そうなってくると令和6年度以降というのはこの経費は全部なくなって、新たな厚生病院への補助というのは考えなくてもいい、そんなことになっていくのでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　まず、現在予算計上してあります江南厚生病院建設費補助事業につきましては、令和5年度で全ての支払いが完了するというようになっております。現在、尾北医師会管内の中で協議がされておりますが、江南厚生病院というわけではなくて、二次救急、三次救急に対して助成をしていただきたいといったような、そういった要望が尾北医師会からのほうから出ておりますので、まずはそのところの助成について、今後各方面の議員の皆様も含めまして意見を伺いながら進めていくことが必須になってくるかと思っております。

また、江南厚生病院に対して個別に助成をしていくかどうかといったところについても、また議員の皆様としっかりと御意見を交わしながらできればという思いがありますので、今後のことについては現段階では未定でありますけれども、しっかり報告させていただいて検討を進めていければと思っております。

○委員長　　ほかに質疑はありますか。

○掛布委員　　255ページの一番下にあります出産・子育て応援交付金事業ということで、人件費はついているわけなんですけど、交付金の支給そのもの

の予算がないわけなんですけれども、こども政策費のほう、217ページを見ていましたら、そちらに全く同じ出産・子育て応援交付金事業というのがこちらは応援交付金支給があるわけなんですけど、どうしてこれは同じ出産・子育て応援交付金事業が両方で計上されておるんでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　健康づくり課に関連する出産・子育て応援交付金事業につきましては、保健師、助産師等が行う伴走型相談支援といったところの事務経費について計上させていただいております。実際に、出産・子育て応援交付金の支給事務につきましては、こども政策課所管事務となっておりますので、健康づくり課の予算には計上していないものでございます。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

○宮田委員　ちよつとごめんね、さっきの掛布委員の質問の厚生病院の令和5年で一応完結するのかがちよつと分かりにくかったんで、もう一回説明してもらっていいですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　江南厚生病院建設費補助事業につきましては、令和5年度で完了するものとなっております。

○宮田委員　そうすると、先ほどの説明、尾北医師会からまた二次救急の補助をお願いされているという件は、新たに発生するという解釈でよろしいですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　二次救急医療のところにつきましては、地域医療推進事業の中で予算計上させていただいておりますが、そちらの今現在予算計上している額がコロナ禍を踏まえた助成になっていないというような意見が尾北医師会のほうからいただいておりますので、そこを踏まえて助成を増額していただきたいといったような要望を受けておりますので、そこについて3市2町連携しながら検討を進めていくといった状況になるかという報告になります。

○宮田委員　新たにではなくて、今あるものがもうちよつと増額してほしいという依頼で、今の話、それをまた3市2町で協議していくという解釈でいいんですね。

○健康づくり課長兼保健センター所長 すみません、新たにではなくて、今ある助成金のほうを増額してほしいというような要望でございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続きまして保険年金課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 それでは、保険年金課所管の該当箇所につきまして説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

予算書の38ページ、39ページをお願いいたします。

上段の15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課分の国民健康保険基盤安定負担金と未就学児均等割保険税負担金でございます。

次に、44ページ、45ページをお願いいたします。

上段やや上、15款3項2目1節社会福祉費委託金のうち、保険年金課分の国民年金等事務費委託金でございます。

46ページ、47ページをお願いいたします。

下段の16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課分の国民健康保険基盤安定負担金はじめ3件でございます。

48ページ、49ページをお願いいたします。

最下段の16款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、51ページにあります保険年金課分の後期高齢者福祉医療費補助金をはじめ6件でございます。

その下、2節児童福祉費補助金のうち、保険年金課分の母子・父子家庭医療費補助金はじめ4件でございます。

64ページ、65ページをお願いいたします。

中段、21款5項2目4節医療費付加給付徴収金の高額療養費等徴収金でございます。

66、67ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、中段やや下にあります保険年金課分の後期

高齢者健康診査委託費と日本スポーツ振興センター災害給付金でございます。

次に、歳出でございます。

192ページ、193ページをお願いいたします。

3款1項3目社会保障費で、193ページ説明欄の人件費等から、200ページ、201ページの国民年金事業までの14事業でございます。

少し飛びまして、234ページ、235ページをお願いいたします。

中段、3款2項3目医療助成費で、235ページ説明欄の福祉医療費助成事業と子ども医療費助成事業でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○掛布委員　2点だけ、195ページの保険推進事業の備考欄にあります国民健康保険特別会計繰出金の中で、その他一般会計繰出金が前年度、令和4年度予算に比べて3,000万円も減っているんですけども、これはどういうことなんでしょうか。

○委員長　どうですか、大丈夫ですか。

○保険年金課長　その他一般会計繰出金が3,000万円ほど減っているというその内訳でございますけれど、まずは決算補填分ということで令和4年度は1億4,000万円でございますでしたが、令和5年度は1億500万円となっております。この理由といたしましては、国・県等からいわゆる赤字分は最終的には削減、ゼロにしてくださいということで言われておりますので、計画に沿って減額をしているものでございます。3,000万円のうちの大きな金額というところで、この分が3,500万円減額ということになりますので、よろしくお願いいたします。

○掛布委員　法定外繰入金の中の決算補填以外の分は除いた、いわゆる決算補填分を3,500万円今回から減らしたよという意味ですか。

○保険年金課長　そのとおりでございます。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて教育部教育課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長 教育課の所管につきまして御説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

予算書の32ページ、33ページをお願いいたします。

中段、14款1項7目1節小学校使用料、その下、2節中学校使用料でございます。

次に、42ページ、43ページをお願いいたします。

中段、15款2項6目1節小学校費補助金、その下、2節中学校費補助金でございます。

次に、54ページ、55ページをお願いいたします。

中段、16款2項8目1節教育総務費補助金のうち、教育課分で放課後子ども教室推進事業費補助金ほか3項目でございます。

次に、56ページ、57ページをお願いいたします。

中段、16款3項6目1節教育総務費委託金でございます。

次に、60ページ、61ページをお願いいたします。

上段、17款1項2目1節利子及び配当金のうち、下段にあります教育課分で江南市横田教育文化事業基金利子ほか1項目でございます。

次に、62ページ、63ページをお願いいたします。

上段、19款1項1目1節基金繰入金のうち、教育課分で江南市ふるさと応援事業基金繰入金ほか2項目でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、中段、教育課分で小学生平和教育研修派遣事業費負担金ほか1項目でございます。

以上、歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

少し飛びますが、378ページ、379ページをお願いいたします。

下段、10款1項1目教育支援費でございます。

次に、388ページ、389ページをお願いいたします。

中段、10款1項2目教育環境費でございます。

次に、398ページ、399ページをお願いいたします。

中段、10款2項1目小学校費でございます。

次に、410ページ、411ページをお願いいたします。

最上段、10款3項1目中学校費でございます。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○掛布委員　389ページの説明欄のところを見て、心の教室相談員配置事業であるとか、スクールソーシャルワーカーであるとか、適応指導教室の関係の事業が並んでいるわけなんですけれども、非常に厳しい江南市の不登校児童・生徒の増員に対して、新年度に予算を増やすとか増員するとか、そういったところの配慮はしていただいているのでしょうか。

○教育課長　スクールソーシャルワーカー、心の相談員については、これまでどおりということなんですけど、適応指導教室「Y o u ・輝」については1人増員するという計画でおります。この増員分につきましては、今現在中学校のほうで教室に入れない子のためにサテライト教室というのを設置しております。これを小学校のほうにも広げていくということで、これはY o u ・輝の支援によって来年度実施していくというようなことで、Y o u ・輝の職員1人増員を計画しております。

○掛布委員　たしか1人減らしていたと思うんですけど、それを復活させたということなのでしょうか。

あと、小学校への出張サポート、古知野東小学校から臨時的にというか試験的にやっていたいていいるみたいなんですけど、それは今年度、令和4年度の予算で人は増えていないけれども、適応指導教室のところから出張していただいで頑張ってもらっていたよということなんですか。

○教育課長　まず1点目でございますが、減員した人員を復活したというところでございます。

それで、あと2点目については、古知野東小学校に11月から試行的に午前中だけサテライト教室を設置しておりますが、これについては今のY o u ・

輝の人数の中でやっていただいておりますというところでございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

○掛布委員 409ページの辺りに、これは小学校費のところですが、これまででしたら中学校についても小学校についてもトイレ清掃委託というのが計上されていて、コロナ交付金も出ていましたので、学校の教職員の皆様には大変喜ばれていました。新年度を見るとどこを探しても私は見つけることができなかつたわけなんですけれども、新年度からはなしといったことなんでしょうか。

○教育課長 トイレの清掃委託につきましては、来年度当初予算では計上のほうはしておりません。これまでコロナ臨時交付金を活用して実施していましたが、事業費が小・中学校合わせまして約6,000万円ということもあり、一般財源で財源を確保することが難しく、現時点では来年度実施する予定はございません。

便所の清掃につきましては、最終的には元どおり児童・生徒に行っていたということになってこようかと思いますが、当面どうしていくかについては現場、学校の判断によるものと考えております。

また、スクール・サポート・スタッフということで、同じようにコロナ禍のときに教員の多忙化解消ということで、各学校に1名配置したというような職員がおります。こちらのほうの職員については、一般財源のほうを確保いたしまして、来年度以降も実施していくというようなことで考えておりますので、このスクール・サポート・スタッフなどを活用しながら、各学校の判断により実施していくというようなところで考えております。

○掛布委員 ごめんなさい、スクール・サポート・スタッフの予算計上というのはあるんですか。

○教育課長 あります。383ページの中段です。

○委員長 ほかに質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続きまして学校給食課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
学校給食課の歳入歳出予算について御説明いたします。

初めに、歳入についてでございます。

予算書の34、35ページ上段をお願いいたします。

14款1項7目4節保健体育使用料のうち、学校給食課分で学校給食センター
一目的外使用料（電柱）ほか1項目でございます。

はねていただきまして、64、65ページ下段をお願いします。

21款5項2目9節学校給食センター給食費徴収金でございます。

はねていただきまして、68、69ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、中段、学校給食課分で廃食用油売払収入ほ
か1項目でございます。

次に、歳出についてでございます。

大きくはねていただきまして、450、451ページをお願いいたします。

中段、10款5項2目学校給食費でございます。

説明は以上です。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

- 委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

- 岡本委員 まず予算書の15ページの債務負担行為の件についてお聞きいた
しますけれども、期間が令和5年度から令和22年度の18年間となっております
けれども、P F I の事業期間というのは15年であったということになると
思いますが、令和5年度から債務負担行為を設定したその理由をお願いいた
します。

- 学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
債務負担行為を令和5年度から設定した理由といたしましては、令和5年4
月3日に本事業の入札公告を行う予定でございまして、その前に財源を確保
する必要があるからでございます。また、令和5年8月頃には落札者が決定
し、事業契約が発生するということで、そういった意味でも令和5年から設
定いたしました。

- 委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

○掛布委員 学校給食センターの関係で何点かお聞きしたいんですけども、まずPFI事業としてやっていくために、市として特定事業としての選定という手続を踏まないといけないんですけども、まだそれは発表されていないように思うんですが、予定では3月ということになっているんですけど、それはどうなっているんでしょうか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長 委員協議会のほうでもちょっと御説明をしようかなと思っているんですが、特定事業の選定公表につきましては、令和5年3月17日に公表していく予定をしております。特定事業の選定につきましては、PFI法の7条に基づきまして数量的な検証、数量以外の検証ということで、財政面で財政縮減効果が図れるかどうか、それ以外で一括発注することによって事業自体が速やかに進められるかというところを検証した結果、今度公表していくというような理由で考えております。

○掛布委員 特定事業として選定したという公表の仕方は、要するに今、数量的な検証と数量以外の検証というふうに言われたんですけど、いわゆるその詳しいこうこうこういう計算の結果、特定事業として選定できましたという根拠を持った選定の公表になるんでしょうか。ただ選定しましたという、それだけでは何ともどうしようもないんですけども。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長 まず定量的な評価として、財源縮減効果が図れるかどうかというところがあるわけですが、こちらにつきましては約4.1%の縮減が図れると考えております。

定性的な評価として、数値以外で評価が期待できるというところにつきましては、先ほど少し申し上げましたが、一括発注によることで効率的な実施ができる、良質的なサービスの継続が提供できる、行政と民間の役割分担の明確化による安定した事業経営、あと地域経済、地域社会の活性化に寄与するとか、財政支出の平準化が図れるということが期待できるということが検証結果で得られました。

○委員長 ほかに質疑はありますか。

○掛布委員 実施方針とか要求水準書案を事業者向けに公表していただいて、議員に対しても全協でも公表していただいて、議員からの意見も聞いていただいたわけなんですけれども、その後業者からの質問に対して回答されております。それもホームページで公表されていたので、本当に素人考えでざっと見てただけなんですけれども、業者から質問というか、こう改善してもらわないと困るといのがかなり絞られて何点か上がっていて、それについて私も非常に心配になったので確認させてほしいんですけれども、1点は、これだけ光熱水費が高騰する中で、いわゆる募集しようという条件として実施方針とか要求水準書に示しているのが、電気代、光熱水費は固定費で計上してくださいよと、変動費には入れないという条件なんです。業者の方からは、こんなに高騰してどこまで上がるか分からないところで、固定費で入札せよというのはあまりにもむちゃくちゃだと、これではリスクがいっぱいでやっていられないみたいな、そういう言い方の業者が幾つもあって、私も本当にそうだったかなと、当然光熱水費というのは変動費に上がってくると思ったんですけど、変動費の中というのはいわゆる食数の変化であるとか、そういったものは変動費なんですけれども、本当に光熱水費は固定費で計上せよという、これはあまりにもちょっと、特に給食センターというの電気、熱を物すごく使うところ、公共施設の中でも一番その割合が高いところで、それを固定費でしかも15年間ですよ。これから15年間固定費で見ろというのは、あまりにもちょっとむちゃくちゃな提案ではないかと思うんですけど、何かどうなんです、それ、大丈夫なんです。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
予見できない増額については市が負担するというにはなっているんですが、詳細につきましては事業契約書案の中で今度入札公告の折には公表していくんですが、そちらのほうでうたわれていくことになります。

○掛布委員 要するに、光熱水費を固定費で見て、その固定費で幾らとしていつの段階の光熱水費として計上しているかという、その額でもって今回の令和22年度までの110億円からの債務負担行為の額の計上になっていると思うんです。建設費以外の運営費の中にその光熱水費が入っているわけなんですけれども、だからこの110億円の中に含まれている光熱水費というのは、

いつの時点の光熱水費を基にこれを出しておるわけなんですか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
現時点での基準となります。

○掛布委員 一応、金利変動、物価変動に伴う増減額を加算した額ということで、全体の物価変動の割合でもって、いわゆる運営費の中の光熱水費分も含まれた運営費の部分は増額することになると思うんですけど、全体の物価の変動と光熱水費の変動が一致していればいいんですけど、一致していなくて光熱水費だけ飛び抜けてわあっと上がっていった場合の業者の方のリスクというのが大変多くて、ここに業者の方の要望にあるのは、これを切り離して光熱水費は実費で市が負担してもらえないかという、これは本当に真っ当なものだと思うし、無理すると業者が提案から逃げてしまったりとか、その部分を無理して提案して、業者が後でやりくりできなくなっちゃったりとか、そういったことは大丈夫なんでしょうか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
あくまで今回公表していく内容については、各事業者からの見積り徴収によって算定されております。今回4月3日に入札公告を行って参加されるかどうかというのは、その辺も見極めてできるよというところが参入してくるかと思しますので、先ほど申し上げたような予期せぬ変動というものについては、市が対応していかなきゃいけないかなとは思いますが、その辺も含めて民間事業者が表明するかどうかというのは考えられているかと思えます。

○委員長 予期せぬ変動に関しては対応していかなくちゃいけないと思うんですけども、なかなか電力費を固定費にというのは難しいのかもしれないですね。

○掛布委員 もうあと数点、業者の回答の中で疑問に思ったのをお聞きしますね。

もう一点は、いわゆる令和5年4月に入札公告をして初めて正式にこんな条件で手を挙げてくださいねというのをするわけなんですけれども、それで業者がさあといって準備をして、案をつくって、提案書類を提出するまでに2か月しかないという、あまりにも短過ぎて、ちゃんと検討できないという声が、これも幾つもの業者から上がっていて、それともう一つは、実際に落

札してから設計、建設して引渡しまでに2年もないという、これもまた短過ぎるということで、建設期間も短過ぎるし、提案内容を精査する時間も短過ぎるという、これはちょっと全体の計画としてきついというかハードというか、業者にとって非常にリスクが高くて、しかも電気代、光熱水費が固定費というのもあって、それこそ本当にちゃんとまともな業者が手を挙げていただけるのかと心配になるわけですけど、期間が短過ぎるということについて御意見としてお受けしますとしか返答していないわけなんで突っぱねているわけなんですけど、本当にこれは大丈夫なんですか。

- 学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
事業期間、提案期間が短いとか、SPCの設立までの期間が短いという御意見は、1月末に事業者選定委員会を開催いたしまして、その中でもやはり提案時間はしっかり設けていきたいと思いますという委員さんからの御意見もありましたので、例えば令和4年度に測量委託をやったりとか、調査の結果、委託をした結果というのが出てきておりますので、そういった結果についてはできるだけ早く公表していきたいと考えております。

また、今の現時点では令和5年8月頃に落札業者が決定するというふうに予定はしているんですが、第3回で提案の内容を委員さんに確認していただいて、第4回の選定委員会のほうでプレゼンとかヒアリングを実施いたします。こちらについても委員さんの中で大学教授の方がお見えになりまして、スケジュール的に新年度にならないとちょっと予定が分からないというのもありまして、委員さんの意見からはできるだけ考慮期間も設けてほしいということがありましたので、そちらも十分取った上での選考をしていきたいと考えております。

- 委員長 ほかに質疑はありますか。
- 掛布委員 最後に、すごい肝腎なことなんですけれども、これまでも何度も何度もこの場でも全協の場でもお聞きしているんですけれども、施設整備が終わった後、その大半の部分を一括して、例えば一宮市の場合だと、一括して支払えということが契約内容の中に盛り込まれていました。もしそんなことになったら、全然予算の平準化どころじゃないわけなので、40億円を一括して払えということになったら大変なことになっちゃうわけなんで、それ

について以前も入札公告のときにどういう条件をつけるかお示ししますということだったんですけど、やっぱり今議会に示していただかないと、この110億円からの債務負担行為に本当に賛成していいんだかどうか、後ですごく後悔してこんなはずではなかったということになっては大変ですので、今公表していただきたいです。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長

事業者選定を公表するに当たり、資金計画についても財政当局とも議論いたしました。その結果、当初は学校施設改善交付金、これを視野に入れて資金調達できないかというような考えもあったんですが、そうしますと例えば整備事業費が40億円あって、恐らく10億円ぐらいが補助対象額になります。その3分の1なので、改善交付金については約3億円ぐらいが交付されるであろうというようなことが想定されます。そのほかの事業費につきましては、これが補助対象事業扱いになりまして、地方債が活用できないというような、県のほうに問い合わせたところ、そういった結果が……、すみません、活用はできるんですけど、交付税としては跳ね返ってこないと。

なので、現段階で考えているのは、整備事業費全体をPFI交付税、20%の交付税があるんですが、それを活用することで約9億円が交付税として交付されるというような算定結果がありますので、今回の110億円の算定についても、そういった結果を基に算出しております。その結果、約4.1%のVFMが出るという結果となっております。

○掛布委員 わっと言われてちょっとついていけないので、今の答弁を後で文書で頂けませんか。

○委員長 よろしいですか、文書で。

ほかに質疑はありますか。

○岡本委員 それでは、予算書の450ページのところなんですけれども、予算額についてなんですが、前年度比較して約8,200万円ほど増加しております。この増額の要因をお願いいたします。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長

前年度と比べまして約8,000万円ぐらい増えているわけですが、主な原因といたしましては、学校給食費を改定いたしまして、昨年4月から比べますと

約1食当たり40円増額しております。この影響で約6,000万円増額しております。

あと、燃料費の高騰によりまして、給食調理事業のほうでA重油だとか電気使用料で約1,700万円ぐらい増額しているというのが要因となっております。

- 岡本委員 では、次の453ページの下から2つ目にある敷地整地工事費についてですけど、いつからいつまでの予定をしているのか期間をお願いいたします。
- 学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
敷地整地工事につきましては、新年度早々から発注いたしまして、8月末までには完了していきたいと考えております。工事の内容といたしましては、木の伐採、伐根、あと敷きならしというような内容となっております。
- 岡本委員 では、そのすぐ下にある新学校給食センター用地費の計上についてなんですけれども、まだ購入できていないというような土地というのはあるのでしょうか、お願いいたします。
- 学校給食課長兼南部学校給食センター所長兼北部学校給食センター所長
令和4年度で購入予定だった土地につきましては、全て購入のほうができております。

ただ、そのときに計上できなかった土地が3筆ありまして、1つは相続絡みの土地、これが約85平方メートル。2つ目に、こちらが江戸時代から登記が変わっていないという土地がございました。3つ目が、昨年7月に所有者の方がお亡くなりになって、相続の手続をされている土地がありました。

当初予算で計上させていただく土地につきましては、こちらの相続手続をされている土地の相続のほうで完了したということがありましたので、当初予算のほうで上げさせていただいて、購入する予定でございます。

先ほど申し上げた相続絡みの土地と、あと江戸時代から登記が変わっていない土地につきましては、もう事業地からは除外をいたしまして、民間事業者のほうに公表していきたいと考えております。この土地につきましては、相続の絡みの土地というのはすいとぴあ江南側の一番端っこのほうになります。あと、江戸時代から登記が変わっていない土地については最終処分場のほう

の端っこになりまして、工事のほうには支障がないような土地となっておりますので、センターの建設には影響ないと考えております。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続きまして生涯学習課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課長兼少年センター所長　それでは、生涯学習課の所管について御説明申し上げますので、予算書の28ページ、29ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

上段、14款1項2目1節社会福祉使用料のうち、生涯学習課分、学習等供用施設使用料をはじめ4項目でございます。

次に、32ページ、33ページをお願いいたします。

最下段、14款1項7目3節社会教育使用料で、公民館使用料をはじめ7項目でございます。

次に、46ページ、47ページをお願いいたします。

中段、15款4項4目2節社会教育費交付金で、外国人受入環境整備交付金でございます。

次に、54ページ、55ページをお願いいたします。

下段の16款2項8目2節社会教育費補助金で、放課後子ども教室推進事業費補助金はじめ2項目でございます。

次に、58ページ、59ページをお願いいたします。

下段の17款1項1目2節使用料及び賃貸料のうち、生涯学習課分、図書館自動販売機設置場所貸付収入はじめ2項目でございます。

次に、60ページ、61ページをお願いいたします。

上段、17款1項2目1節利子及び配当金のうち、生涯学習課分、江南市図書館整備事業基金利子でございます。

次に、62ページ、63ページをお願いいたします。

上段、19款1項1目1節基金繰入金のうち、生涯学習課分、江南市図書館

整備事業基金繰入金はじめ2項目でございます。

次に、66ページ、67ページをお願いいたします。

上段、21款5項2目10節電話料収入のうち、生涯学習課分、学習等供用施設の電話使用料でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、生涯学習課分、コピー等実費徴収金はじめ4項目でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

22款1項5目1節社会教育債で、公民館改修事業債はじめ2項目でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、202ページ、203ページをお願いいたします。

下段の3款1項5目学習等供用施設費でございます。206ページ、207ページの上段にかけて掲げております。

大きくはねていただきまして、420ページ、421ページをお願いいたします。

中段の10款4項1目生涯学習費でございます。432ページ、433ページの下段にかけて掲げております。

432ページ、433ページをお願いいたします。

下段の10款4項2目文化交流費でございます。440ページ、441ページの上段にかけて掲げております。

説明は以上となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○掛布委員　431ページに、下のほうですけれども、公民館フェスタ事業というのがあって、新年度予算ではHome & nicoホールで2日間かけてやるという、ちょっとこれまでと違うことを挑戦しようということなんですけれども、これは何か特別な事情とかあるんでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　公民館フェスタにつきましては、今までは3館ある公民館を持ち回りで、交代で行っておりました。そのサークル

の方の代表者会の中で、かなりサークルの方も高齢化されているということで、例えば公民館の駐車場が狭いので、駐車場係をお願いしたりだとか、あと展示をするのに文化会館のパネルを使うということで、そのパネルを文化会館から公民館に移動するという作業をそのサークルの方にやっていただきましたけど、なかなかもうかなり厳しいということで、参加するサークルもかなり減ってきていましたので、できればそういうパネルの移動がなくなる文化会館でやってほしいという要望もありましたので、場所を変更したというところでございます。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

○岡本委員　　今のところのすぐ下のところに自動販売機のことを書いてあるんですけども、こちらについてなんですが、議案質疑のほうで、t o k o + t o k o = l a b o（布袋駅東複合公共施設）のほうの1階に設置されているという自販機の質問がありました。図書館のほうにも自販機が設置されると思うんですけど、何台設置されるのかということと、災害時の対応はされるのかということについてお聞きいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　図書館の自動販売機につきましては、3階のイベントホールの前に1台設置いたします。この自動販売機につきましては、議案質疑でありました1階の地域交流センターの自動販売機と一緒に入札を行いまして、同じ設置業者になります。

災害時の対応といたしましては、1階の自動販売機と同様に災害救援ベンダーとして停電時も販売機内の飲料を無償で取り出すことができる機能を有するというので仕様書のほうで示しておりますので、よろしくお聞きいたします。

○岡本委員　　図書館ということで、飲料を多分持込みされると思うんですけど、何かそういった特別な形とかはあるんでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　図書館内の飲料につきましては、蓋つきのものをお願いするというので、例えばペットボトルとか、蓋を開けた後も密閉ができるようにということの仕様で販売のほうもお願いをしております。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

○掛布委員　　まとめて言います。

433ページの旧図書館解体事業ということで、解体の設計委託料だけでも684万2,000円ということなんですけれども、解体費用全体で幾らぐらいかかるという見込みなのか、いつから解体工事そのものが始まっていく予定なのか、解体費用の財源というのはどうなるのか、教えてください。

もう一個、435ページの下のほうにあります文化会館の展示室改修工事費4,378万円というすごい大規模な改修ですけれども、展示室を改修する、どういう内容に改修を予定しているのか教えてください。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　初めに図書館の解体費用ということでございますが、これから設計をするということで、具体的にはまだ試算はちょっとそこまではっきりは分かっておりません。

あと、文化会館の展示室の改修工事につきましては、以前より利用者の方からピクチャーレールが壊れるとか、あとスライディングウォールがかなり重量がありまして、下を引きずったような形になっておりましたので、全面的な改修をしてほしいという要望がありましたので、基本的にはスライディングウォールの改修、あとピクチャーレールの改修、あとそれに伴って床の張り替えだとかということが主な工事内容になります。

○委員長　　ありますか、ほかに。

○岡本委員　　今の掛布委員の質問にも関わるんですけど、図書館の解体工事について看板撤去工事費というのがありますけど、看板のみ先にやられるというのは何ででしょうか。理由をお願いいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　図書館につきましては、皆さんも知って見えると思いますが、4月から移転をするということで、図書館の看板につきましては、今南側道路に面した大きい立て看板がありますが、あちらを利用者の方が勘違いしない、間違えないようにということで、こちらを図書館の解体に先駆けて撤去いたします。

あと、東側の民地のところに、北側の駐車場に誘導するための看板がありますので、こちらは民地の方に御迷惑をおかけしておりますので、ちょっと

早急に撤去するという事でこの2つは撤去いたします。その他の看板につきましても、少し張って解体工事までは皆さんにかけないようという事で対応していきたいと考えております。

○委員長　ほかにありますか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　それでは、質疑も尽きたようでありますので、続いてスポーツ推進課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　スポーツ推進課所管の当初予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

予算書の34ページ、35ページをお願いいたします。

上段やや下の14款1項7目4節保健体育使用料でございます。

35ページの説明欄、スポーツ推進課分、スポーツセンター使用料をはじめ13項目でございます。

次に、60ページ、61ページをお願いします。

上段、17款1項1目2節使用料及び賃貸料でございます。

61ページの説明欄、スポーツ推進課分、スポーツセンター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いします。

下段、21款5項2目11節雑入でございます。

69ページ、説明欄のスポーツ推進課分、コピー等実費徴収金はじめ5項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

飛びまして、440ページ、441ページをお願いいたします。

10款5項1目スポーツ推進費でございます。

はねていただきまして、450ページ、451ページの中段にかけまして掲載してございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでございますので、続いてこども未来部こども政策課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○こども政策課長 こども政策課の所管について該当箇所を御説明させていただきます。

初めに、歳入についてでございます。

36ページ、37ページの上段、14款2項2目2節児童福祉手数料、右側説明欄は病児・病後児保育利用手数料。

同じページの下段、14款2項7目1節教育総務手数料、右側説明欄は放課後児童健全育成手数料。

38ページ、39ページの中段、15款1項1目2節児童福祉費負担金、右側説明欄は児童扶養手当支給費負担金ほか2件です。

40ページ、41ページの中段、15款2項2目2節児童福祉費補助金のうち、右側説明欄の最上段、こども政策課分は児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金ほか2件。

44ページ、45ページの中段、15款4項1目1節児童福祉費交付金のうち、右側説明欄のこども政策課分は子ども・子育て支援交付金ほか3件。

46ページ、47ページの中段、15款4項4目1節教育総務費交付金、右側説明欄は子ども・子育て支援交付金。

48ページ、49ページの上段、16款1項1目2節児童福祉費負担金のうち、右側説明欄の上段、こども政策課分は児童委員活動費負担金ほか2件。

50ページ、51ページの下段、16款2項2目2節児童福祉費補助金のうち、右側説明欄の中段、こども政策課分は地域子ども・子育て支援事業費補助金ほか1件。

54ページ、55ページの中段、16款2項8目1節教育総務費補助金のうち、右側説明欄の下段、こども政策課分は放課後子ども教室推進事業費補助金ほか1件。

56ページ、57ページの上段、16款3項2目1節児童福祉費委託金、右側説

明欄は母子父子寡婦福祉資金事務委託金。

60ページ、61ページの上段、17款1項1目2節使用料及び賃貸料、右側説明欄、こども政策課分は交通児童遊園自動販売機設置場所貸付収入。

68ページ、69ページの下段、21款5項2目11節雑入のうち、右側説明欄の下段、こども政策課分は子育て短期支援利用料ほか2件でございます。

次に、歳出を御説明いたします。

飛んでいただきまして、206ページ、207ページ中段から224ページ、225ページの中段までが3款2項1目こども政策費でございます。

さらにまた大きくはねていただきまして、394ページ、395ページの中段から398ページ、399ページの上段までが10款1項3目放課後児童費でございます。

なお、別冊の令和5年度江南市当初予算説明資料の17ページに認可保育所等整備促進事業の概要、18ページには第3子育て支援センター整備費補助事業の概要を掲げておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございますか。

○掛布委員 397ページの上のほうにあります学童保育支援員補助人材派遣業務委託事業375万8,000円について伺いますけれども、これは夏休み中の学童保育支援員の不足を補うために5人区分、1日当たり10名の派遣を委託するというところで、1時間当たりの単価が2,178円という本会議場で議案質疑の答弁がありました。これは、夏休み中の学童保育というのは特に布袋、布袋北のほうが集中的に足りないわけですがけれども、場所もそもそも現状では足りないわけですがけれども、この派遣の支援員というのはどこに配置する予定になっているんでしょうか。

○こども政策課長 まだ最終的に現時点で決めているわけではございませんけれど、今後まだ随時学童支援員、直接雇用の分を募集していますので、その募集の集まり具合にもよってまいりますけれど、主には先ほど出ましたけれど、考えられるのは布袋小学校でありますだとか布袋北小学校、古知野北

小学校あたりを検討しております。

- 掛布委員　　そうしますと、1日当たり10人、5人ずつ、半日ずつ、それは1か所のある学童保育施設、まとめてではなくてばらばらと足りないところに配置されるという、いわゆるこれまで直接雇用で働いてくださっている支援員、補助員に交ざり込む形で一緒に働くことになるということなんですね。
- こども政策課長　　おっしゃるとおりです。

- 掛布委員　　それで、非常に心配しているのは、それが本当に今働いていらっしゃる支援員、補助員に対して非常に気分的にというんですか、悪影響を与えるのではないかなというのを非常に危惧しております。というのは、1時間当たり市が払うお金が2,178円ということで、もちろんこれが直接支援員に支払われる額とは違って、恐らく半分に近い額が派遣会社の利益として入って、残りが払われるということになります。

今の直接雇用の方は、補助員で時給1,020円です。支援員の資格がある方でも1,180円ですね。すごく差があります。実際に幾ら払われるか分からないということですが、ごめんなさい、1つ質問し忘れてました。この5人区10名分というのは、支援員で10名なのか、補助員で10名なのか、どういう予定になっているんでしょうか。

- こども政策課長　　恐らく派遣会社のほうに委託するに当たって、支援員の資格を持っている方というのはなかなか集めるのはちょっと難しいだろうとは思っていますので、主には補助員のほうになるろうかと思えます。
- 掛布委員　　では、なおさらのごとく、資格を取って働いていただいている支援員にとっては非常に感情を逆なでられる結果になるのを心配しております。

財源のところを見ますと、国・県から3分の1の特定財源を想定しております。学童保育の運営財源というのは、半分は利用者負担、残りの半分以上を3分の1、3分の1、3分の1と国3分の1、県3分の1、市負担3分の1ということなんですけど、この人材派遣に対して国・県で3分の1出るというこれは本当なんですかね。何かあまりにもひどい制度だなあと思うわけなんですけど。

- こども政策課長　　397ページの特定財源のところ、国・県の特定財源の

内訳が3分の1、3分の1とございます。先ほども掛布委員がおっしゃったように、まずは学童保育の補助金の負担の割合というのは、まず全体の2分の1が利用者負担、先ほどおっしゃったとおりです。その残りの2分の1の3分の1、3分の1を国・県、市が残りの3分の1ということになりますので、ここの書き方では国・県3分の1ずつということでは間違いはございません。

- 掛布委員　　そうすると、通常だったら全体の運営費用の6分の1が市の負担ですけれども、これを見ていくと375万8,000円の3分の1、3分の1、3分の2が国・県の負担になっているわけなので、市が3分の1負担することになっておりますよね。単価が1時間当たり2,178円という、通常の直接雇用の方が1,020円ですので、その2倍以上を払って、その3分の1を市が持つということは、いわゆる普通は6分の1で1,020円なんですけど、3分の1払うということは、普通の直接雇用の倍の倍、4倍市が一般財源で払っているというそんな計算になっちゃうんじゃないでしょうか。
- こども政策課長　　今ここの397ページの人材派遣業務委託事業というのが、その前のページの学童保育の放課後児童健全育成事業と別で記載をしております。正しくは、この前のページの放課後児童健全育成事業と学童保育支援員の補助人材派遣業務委託事業と合算した形で2分の1が利用者負担、残りの2分の1を国・県・市という意味合いになります。ただ、便宜上ここの人材派遣業務委託だけ別掲でちょっと書く必要がございましたので、このような形になってしまいましたので、そこの辺はちょっと御理解をお願いしたいと思います。
- 掛布委員　　ここの人材派遣のところの特定財源というのは、これは違うということなんですか。この国3分の1、県3分の1。もうこれ375万8,000円、ほとんどその額の3分の1が国、3分の1が県ということなので、半分の2分の1が手数料というそれ以外の前の395ページと明らかに財源の確保の仕方が違っていますよね。何でこんなふうになっているんでしょうか。
- こども政策課長　　あくまで先ほどもちょっと申しましたように、前の放課後子ども総合プラン事業の放課後児童健全育成事業と合算した形での最終的には財源内訳は入ることになるとかと思っておりますので、よろしくお願ひいたし

ます。

- 掛布委員　　やっぱりちょっとよく分からないので、また後で詳しく別途場所を変えてお聞きしますけれども、繰り返しになりますけれども、通常直接雇用されている時給1,020円、1,180円の支援員、補助員が本当にこんなに安くて頭にきますという感じで憤って働いていらっしゃるところに、市が1時間当たり2,178円払って人材派遣で確保してきた方がばらばらと入り込んで夏休み中働くということは、非常にその精神状態を不安定なものにして、働く意欲を阻害する可能性があるということを申し上げないといけないかと思えます。

直接私もお話を聞いているんですけれども、やはりこういった人材派遣を入れるそうなのということは、実際に働いている支援員には伝わっているようです。実際に怒ってみえます。本当に怒ってみえます。やってられないと。そんなだったらもうみんなで辞めて、みんなで人材派遣に行ったほうがいいんじゃないのというそんな話も出ているかのように聞いております。もっと直接雇用の支援員を大事にして、これだけお金を払うんだったら、それこそ倍にしたっていいはずですよ。直接雇用の方のちゃんと国の制度もありますので、もっと直接雇用で働いている方の支援員を大事にして、処遇改善をしていただきたいということを要望として申し上げておきたいと思えます。

- こども政策課長　　今回、派遣職員の方をお願いしようと思っておるわけですが、今回については夏休みの短期間のみの派遣を検討しております。通年でやっている自治体というのはあまり聞きはしないんですが、現在雇用しております会計年度任用職員がこれでもって辞めるとか、辞めてしまうとかということは考えにくいとは思っておりますけれど、私どもとしましても現在直接雇用している会計年度任用職員を決して軽んじておるわけではございませんので、まずはこども政策課としましては、学童保育で待機児童が少しでも減っていくように、出ないような方策を考える中で、直接雇用がなかなか難しいというお話を議場のほうでもさせていただきましたので、少しでも待機児童が減るよという思いでもって方策を考えたものでございますので、会計年度任用職員の方々にも御理解をいただきながら事業を進めていきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

○委員長　　じゃあ、よろしくをお願いします。

ほかに質疑はありますか。

○岡本委員　　予算書のほうの209ページをお願いしたいんですが、病児・病後児保育の利用状況についてなんですけれども、利用者数のほうは増えてきているのかどうかちょっとお聞きいたします。

○こども政策課長　　病児・病後児保育事業ですが、令和3年11月から始まっておりますが、まずは令和4年度につきましては、2月末の状況ではございますけれども、延べ274人の児童が利用されていただいております。

参考までに申し上げますと、令和3年度は11月から3月までの5か月間で58人でした。月平均いたしますと平均11.6人の利用でした。これが令和4年度4月から2月末までで、先ほど申しましたように延べ274人でした。11か月の御利用で一月当たりの平均が24.9人と、かなり倍以上には増えてきておりますが、当初の目的よりはまだ達しておりませんので、引き続き広報・啓発をしてまいりたいと思います。

○岡本委員　　よろしくお願いいいたします。

引き続きまして、217ページのほうなんですけれども、出産・子育て応援交付金事業の件なんですけど、応援金の給付対象者の見込みの数は、人数はどうなっているのか教えてください。

○こども政策課長　　令和5年度の見込み人数といたしましては、妊娠届出時に支給します出産応援ギフトは、妊婦お一人当たりといたしますか、妊娠1回当たり5万円を支給するものなんですけれども、560人分をまず予算しております。その後、出生届出後に支給いたします子育て応援ギフトは600人分を予定しております。

○委員長　　岡本委員、よろしいですか。

○岡本委員　　ちょっと人数が560人と600人というのは、この数字はどういった経緯で出てきたんでしょうか、教えてください。

○こども政策課長　　失礼しました。

出産応援ギフトは、妊婦1人当たり、妊娠1回当たりというお話をしました。この中にはひよっとすると双子ちゃん、三つ子ちゃんもいるかもしれませんが、双子ちゃんであっても妊娠1回当たりということで5万円。子育て

応援ギフトの場合には、双子ちゃんの場合には10万円というふうで2人分ということになるので、そこでそういった双子ちゃん、三つ子ちゃんの多子世帯の差がここであるということです。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

○掛布委員 2時半過ぎているので中断してください。

○委員長 いや、3時からの予定になっていますけれども。

○掛布委員 休憩なしで行くんですか。

○委員長 休憩はありますよ。もう少しやって休憩を入れますんで、3時からそのまま請願で再開をする。

○掛布委員 はい、じゃあお聞きします。

今、岡本委員がお聞きされた209ページの扶助費としての病児・病後児保育利用料助成費1万7,000円と、乳幼児健康支援一時預かり助成事業、病児・病後児保育利用料助成費1万7,000円と同じようなのが同じような額で上がっているんですけども、これはどう違うんでしょうか。

○こども政策課長 まず上の病児・病後児の扶助費、病児・病後児保育利用料助成費というのは、先ほどの議案質疑にも関係してまいります、一旦利用者が病院に利用料を支払いますが、減免対象になった方は市のほうから後からお返しする形になるので、ここで1万7,000円分を予算化しております。下の乳幼児健康支援一時預かり助成事業の1万7,000円というのは、それ以前からありました他市町の病児・病後児保育施設を利用された方に対して、その利用の上限1,000円をお支払いするところで別の事業としております。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

○掛布委員 その下にあります認可保育所整備促進事業の選定委員会委員謝礼ですけども、これは三輪議員が本会議で議案質疑をしていただきましたけれども、いわゆるあずま保育園・中央保育園の統合保育園の民間事業者を選定する選定委員会の委員謝礼ということで、まだこの予算計上をされた時点でパブリックコメント中であった。3月8日でパブコメは終了しているわけですけども、本来でしたらパブコメの結果をまとめてきちんと議会に諮

り、また子ども・子育て支援協議会にも諮っていただいて、そのパブコメ結果を受けて、どう方針を進めていくのかどうか、見直すべき点はあるのかなのかということをしつかりやった上で、議会の承認を得た上で選定委員会謝礼というふうに進んでいくべきものだと思います。完全にこの26万9,000円というのはフライングというか、手続をすっ飛ばして見込みの予算というのか、本来はここで計上してはいけない予算であると思います。なぜこんなフライングの予算計上になっているのか、もう一回説明をしていただきたいと思います。

- こども政策課長 三輪議員の議案質疑でもお答えさせていただきましたが、同じお答えをさせていただくこととなりますけれど、あずま保育園・中央保育園の統合園の開設は令和8年4月を予定しております。施設の設計ですとか建設に係る工期から逆算しますと、民設民営となった際には、本年10月には選定委員会による審査を開始する必要があるがございます。選定委員会の謝礼の支払いが発生するのは10月以降とはなりますが、公募要項の公表を予定しております6月より前には選定委員会の委員を委嘱しなければならないと思っております。委員を委嘱するに当たって、開催日時を調整させていただきまして、公募要項に選定会議の開催日時を記載しなければならないと思っております。委嘱するに当たりまして、謝礼に関する予算の裏づけがまず必要になると思っておりますので、当初予算に計上をさせていただきました。

また、保育園を統合し民営することにつきましては、これまで全員協議会ですとか住民説明会などで御説明をさせていただきまして、おおむね御理解をいただいているものと思っております。これにつきましては、民営化を想定した形で予算編成をしておるところでございますので、決して市民の意見を無視しているということではございませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

- 掛布委員 最初から民営化を想定してということなんですけど、この26万9,000円の選定委員会謝礼ということは、これの選定委員会がいわゆる選定された後どう進むかということ考えたときに、要するにほかの例えば直営でこんな施設を造りますというときでしたら、まず設計・管理の委託料をつける、あるいは用地を買収してというそこから始まって、設計・管理をつけ

た段階で議会としてゴーになって、あとどんな施設を造っていきますかという
ことで業者が決まってゴーになるわけですがけれども、この民間事業者を募
集するという場合は本当にこの選定委員会の謝礼をつけたことが議会として
全てその後全部ゴーを出してしまうという意味がある物すごく重要な、たっ
た予算としては26万9,000円ぽちちですけれども意味があると思うんですね。

選定委員会が始まっていくと、あと事業者募集ということで自動的に議会
に何の関係もなくどんどんと進んでいって、選定委員会の中で事業者が手を
挙げなければそこで止まるわけですがけれども、手を挙げてくればそこでもう
選定されて、事業者が市と契約する形で、こんなものを造りますということ
でどんどん進んでいってしまっ、市としてその次に議決できる場面という
のははるかはるか何年も先の、いわゆる補助金を業者に払いますよというそ
のときまで議会として判断するときがないわけなんですよね。だから、本当
に今このときがすごい大事であって、だからちゃんとパブリックコメントの
結果をきちんと精査をして、子ども・子育て会議にもかけた上で議会に予算
計上してくるべきじゃないかなというふうに言っているわけなので、最初か
ら民営化を想定してどっちみち議会も通るのではないかということであらう
うふうな計上というのは、非常に私は本来のやり方ではないなあと思います。

○委員長 意見としてお伺いします。

○掛布委員 意見として。

○委員長 あとほかに質疑はありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、ここでちょっと時間も来て
しまったものですから、暫時休憩に入ります。休憩後は3時再開なんですけ
ど、3時再開に請願で再開をさせていただきますので、その後に保育課のほ
うをよろしくお願いします。

じゃあ、3時まで暫時休憩します。

午後2時42分 休 憩

午後3時00分 開 議

○委員長 それでは、事前にお伝えしておりました午後3時となりましたの
で、これより請願第18号を審査していきたいと思いますが、御意見はありま

すでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 ないですね。

それでは、請願第18号を審査していきたいと思います。

当委員会への傍聴の申出がありました。

傍聴については、委員会条例第18条の規定により、委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっております。

傍聴を許可といたしたいと思いますが、御意見はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 御意見もないようでありますので、傍聴人の入室を許可いたします。

請願第18号 江南市立あずま保育園・中央保育園の統廃合と民営化中止を求める請願書

○委員長 それでは、請願第18号 江南市立あずま保育園・中央保育園の統廃合と民営化中止を求める請願書を議題といたします。

それでは、事務局より請願文書の朗読をさせます。

○事務局 請願第18号、令和5年3月1日受付。件名、江南市立あずま保育園・中央保育園の統廃合と民営化中止を求める請願書。

請願者、江南市力長町神明107番地、江南市の公立保育を守る会代表、東なか子外763名。

紹介議員、掛布まち子、三輪陽子。

請願趣旨は、請願文書表の別紙1を御覧いただきたいと思います。

江南市立あずま保育園・中央保育園の統廃合と民営化中止を求める請願書。
請願趣旨。

江南市内18園ある公立保育園は、①保育基準を守り子供たちの安全と健やかな育ちを保障し、②お稽古事などの別料金のかかるものはないため、所得に関わらず安心して就労ができ、③職員の学習の機会が確保され、専門性と経験を積み上げられ、④支援が必要な子供も分け隔てなく受け入れられ、⑤

災害時には避難所になるという、地域の子育ての拠点であり、公共の財産です。

市の計画案のとおり、2園統合で大規模化し、さらに民営化された場合、以上の5点が守られないおそれが大いにあります。利益優先で施設や人員配置に余裕がない民間業者が、保育基準を守らず不適切な保育で子供を危険な目に合わせている事件は、近年多発しています。

「江南市の子供は江南市で責任を持って育てる」という姿勢で、公立保育を守ってください。

以上の趣旨に沿って、以下の事項についてお願いいたします。

請願事項。

1. 江南市立あずま保育園・中央保育園の統廃合と民営化計画を中止してください。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

この請願につきまして、意見陳述の申出がありました。意見陳述については、議会基本条例第7条の規定により、委員長の許可を得て当該請願等に係る委員会の審査において意見を述べることができるということになっております。また、陳述出席者につきましては、5名を希望されております。意見陳述を許可いたしたいと思いますが、御意見はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 御意見もないようですので、意見陳述を許可いたします。

陳述者の方、前のほうにどうぞ。

陳述出席者の方に申し上げます。

陳述される方はお一人でお願いいたします。陳述時間はおおむね5分以内でお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

○陳述人（新井） では、配付物をお配りしたいんですけど、よろしいでしょうか。

○委員長 ただいま陳述者の方から、資料を配付していただけないかとの要望がありました。

これにつきましては、あくまでもこの場だけということで、参考資料として皆さんに配付しようと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　それでは、事務局から配付していただきますのでお待ちください。

〔資料配付〕

○委員長　それでは、陳述者の方どうぞ。

○陳述人（新井）　本日は、このような機会を設けていただき、ありがとうございます。

今回、江南市の公立保育を守る会は、あずま保育園・中央保育園を統合し、200人を超える規模の保育園を計画している点、そしてそれを民設民営とする点について問題だと考える元保育士と保護者の会です。

私たちは、江南市の公立保育園2園の統合と図書館跡地活用の計画案について、統合による保育園の大規模化計画は中止して、公設公営の保育園を求めます。

理由は、利益追求をしなければいけない民間保育園になると、保育基準と保育条件が守られないおそれがあるからです。

保育基準は、施設、職員の配置数など、運営や方針に関することです。保育条件は、アレルギー対応や一時保育、障害児保育など、現在公立保育園で行われている特定のニーズへの対応を指します。少ない園児数に対し、多い人数の保育士が必要となるこれらの保育が確実に行われるかどうかということです。

また、コスト削減という名目で給与の低い若手保育士ばかりを多く雇えば、経験豊かな専門性の高い保育士が不在のアンバランスな職員構成になり、近年多発している不適切保育などにもつながりかねません。

私たちも新人保育士のときがありました。先輩に相談したり教わったりすることができたので、大変な仕事も楽しくできました。低賃金のままお手本になる先輩保育士もいない状況では保育の仕事に希望が持てず、他市の園や他の業種に転職するということになりかねません。その不利益を受けるのは、ほかでもない子供たちなのです。人件費はリスクではなく投資だと考えます。

また、持病やアレルギー、障害などの支援の必要な子供に対して専門性の

高い保育士が配置できなかったり、受入れ拒否されたりという問題が実際にあります。

お手元の参考資料は、障害を持った子供が幼稚園で拒否されたけれども、公立保育園に入れて寄り添った対応で大変感謝し、民営化はしないでほしいと願っている保護者からの手紙です。ぜひ目を通してください。

このように、民間保育園や幼稚園は水準や方針が様々ですので、どの子ども等しく保育を受ける権利が守られる最後のとりでが公立保育園になるのです。

また、民間保育園に対し市からの指導がどれだけ介入できるのか不透明という点も危惧しています。例えば、横浜市の認定こども園での不適切保育に対して、行政指導が行われるまでに1年以上もかかりました。

住民説明会では、200人超えになる定員の大規模園では保育士の目が行き届かない危険性についても、市の保育課は問題を把握し、認めています。

子供と保護者の名前と顔を覚え、家庭全体を把握し、支援するという保育士の仕事は200人規模の園において、保育士の人数を増やせば対応できる種類のものではありません。民間に投げたら最後、市が子育て政策を放棄したと言われても仕方がないことを計画しているのだと、市には真摯に受け止めていただきたいと思います。

同じく説明会で、市は民間施設を災害時の避難場所として指定することはできないと認めていることも併せて申し添えます。

先日、私たちが全市議を対象に実施した民営化と大規模化に関するアンケートの回答によると、現在、園児の入所率が50%を切る宮田地区だと思いますが、園児が少なく、集団保育の観点から統合を望む声があるとお聞きしました。

反対に、署名をいただいた保護者の方からは、あずま・中央の大規模化で事故を心配される意見、お世話になった先生の処遇改善、ゆとりのある職員配置を望む声が上がっており、それらのことは市も把握されていると思います。

また、別の市議のアンケートの回答や市による民営化のメリット・デメリットの回答の中に、特色ある民間のサービスが入ることで競合し、結果、公立もよくなるとの意見がありましたが、民間を介入させなくても、市民のニ

ーズを酌み取り、改善することは市が自らできることです。要するに、やる気があるかどうかという問題ではないでしょうか。

統廃合による国からの補助金を目当てに保育園民営化計画が上がっても、他の自治体では市民の声を反映し、修正され、公設公営になったケースはあります。これまでのようにきめ細かく配置された江南市の保育園に市は誇りを持って、子供も保護者も安心して通える公立保育園の充実にこそかじを切ってほしいと切に願います。以上になります。ありがとうございました。

○委員長　　ありがとうございました。

これより委員から陳述の皆様、出席の皆様へ質疑を行います。

陳述出席者の方々におかれましては、委員からの質疑にはどなたがお答えいただいても結構でございます。ただし、陳述出席者の方々から委員への質疑はできませんので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○掛布委員　　請願者の方にお尋ねをいたします。

陳述の中で、また配られた資料の中でも、実際に障害を持つお子さんが公立保育園に入れて本当に救われたと、民間では残念ながら切り捨てられたと言葉が悪いですが、公立保育園に救われたという実際に起きたことが語られましたけれども、もう少しこの障害児こそ公立保育園で救われるという点について、詳しく経緯とか内容を説明していただけたらと思います。どなたでも結構です。

○陳述人（新井）　　お手元の資料も見ていただきたいと思います。

この方は、下の息子さんが1歳半の健診時で発達の遅れを指摘されております。

民間幼稚園に通っていらっしゃいましたが、このときもお母さんらは奔走されておりますが、やっと入れた幼稚園で、息子の障害を理由に各種行事には参加してほしくないと伝えられ、公立保育園に転園しようとしたということです。

初めは断られたんですけれども、諦めずに市のほうに行きましたら、温かい保育環境での公立保育園でお世話になることができた。このときほど公立の存在意義を感じたことはありませんというふうにおっしゃっております。

そして、下のほうですけれども、保育や教育は直接の利益を生み出さないからこそ、市は未来ある子供を誰も切り捨てない施策を取る責任があると思いますというふうに書かれております。

私も保育園で働いていた頃に、本当に幼稚園のほうから、お宅のお子さん、行事のときは隠しましょうかと言われてましたと。そして、悲しい思いで保育園のほうにいらっしやいました。保育園のほうで間もなく運動会がありましたけれども、お子さんを隠すことなく、みんなと一緒に参加することができ、最後の卒園も迎えることもできました。本当に替わってよかったというふうにおっしゃられておりました。

本当に、子供は、保育や教育は利益を生みません。利益を生まないとやっていけない民間保育に委ねることは本当におかしいというふうに思います。どうぞ、最後のとりでは公立保育園とさっきもありましたが、そのことをお願いしたいと思います。

○委員長　ありがとうございます。

ほかに質疑ありますか。

○掛布委員　実際に障害児が民間の特に営利保育園ではなかなか入れてもらえない。建前では入所可能とされていても、実際の受入れ人数が断トツで少ないということは私もデータで確認をしております。

いい貴重なお話だったと思います。

次ですけれども、やはりこの請願を取り組まなければという、そういう本当に突き動かされるような思いで署名運動に取り組み、今この場にお越しただいているのは、元市の保育士さんが中心になっている方々だと思います。

ぜひこの請願を出して、議会の意思でこの保育園の大規模化、民営化、特に民営化を止めてほしいという、その思い。この場に至るまでの思い、ぜひ自由にお一人ずつ、どなたでも結構ですので、発表をお聞かせいただけたらと思います。

○委員長　順番はどちらでもいいですけれども。

○陳述人（東（な））　代表者になっております。

私が代表者になったのは、あずま保育園も、それから中央保育園でも働い

た経験があったからです。

そこで働いていたので、そこの一緒に働く仲間も子供たちも親もあそこを大事な場所として生活してきたので、それがなくなるということについて、私はすごく心を痛めました。

私も若い人がいいとかいろいろ聞いたりしたんですけど、公立保育園のよさを一番よく知っているのは職員だと思うんですね。私、組合をずうっとやってきました。その中で全国の研修だとか、それからいろいろな組合と交流する中で、民間が大変大変、すごく子供たちが犠牲になっている話をあちこちで聞いてきたし、江南市でも組合で何をやってたかということ、若い保育士は卒業してからすぐクラスを、今、子供たちの保育士の数を少なくしてくれと、70年近く、四十何年間4歳児の30人を1人でクラスを持っているという時代に1人で入って、何が困ったかということ、皆さんはもう技術を持ってさっさと子供たちが言うように動くんですね。でも入ったばかりだと話を聞いてくれないとか、まとまらないとか、並べられないとかすごい大変なんです。それを助けてくれたのは先輩保育士たちで、それで組合も、市は研修でちゃんとやってくれるんですけどそれでは補えないので、本庁舎の人が、何で保育士は組合でそんな技術的なことを学ぶんだ、研修するんだと言われるんですけど、それは保育士の声なんですね。子供たちを笑顔にしたい、どうやって子供たちをまとめたいか、そう思うとやっぱり勉強したい。だけど、なかなか勉強できないから、組合で全国の有名な歌の先生だとか遊びの理念を持った先生とかを呼んで研修をしました。

そういう点では、やっぱり若い人たちだけでは、本当に今成り手が無い、それから保育士不足というのは、そういう安心して保育できない現状があるからだと思うので、そういうことも今通っている子供たちがまた新しい統合した中で、学校区も違うところになっちゃうしというのがあって、私はこれは何とかしなくちゃという思いで代表者になりました。そういう意味では、公立を本当に守ってほしいという思いです。よろしくお願いします。

○委員長　ほかに。

じゃあ、4人目の方、どうぞ。

○陳述人（岸川）　よろしく申し上げます。

私は、民営化された保育園が3歳未満児の保育はどういうふうにされるのか。そしてまた、今、中央でも行われている一時保育、それから障害児保育、あずま保育園で行われているんですけど、その障害児保育がちゃんと受け継がれてやってもらえるのかどうか。それがすごい心配なんです。

どうして心配かという、3歳未満児は、ゼロ歳児は3対1です。子供3人に対して保育士1です。1・2歳児は、子供が6人に対して保育士は1名です。という、今多分あずま保育園と中央保育園で40名以上の3歳未満児がいると思うんです。そうすると、保育士は3歳未満児だけで7人、8人と必要になるんですね。それをちゃんと民間保育園はやってくれるのだろうか。

今、江南市の3歳未満児の現状は本当にいっぱい、どの園もいっぱいです。地域の園に入りたくても、産休明けで入れたくても地域には入れられない。本当に布袋地区から一番遠い宮田地区、そっちのほうへ行かないと預けることができないという現状で、本当にお母さんたちがすごく困っているんだという話を聞きました。でもどの保育園も本当に3歳未満児はいっぱいです。

だから、もう少し江南市自体が3歳未満児についても考えていただいて、本当に施設を大きくするとか、収容人数を増やすということを考えていただきたいなと思うんですけれども、本当に民間保育園でそれだけのことができるのかな、お金のかかるようなことができるのだろうかということを私はすごく心配なんです。

なので、やっぱり公立の保育園で、やっぱり江南市の子供は江南市が見ていくというのを基本に置いていただいて、未来を担う子供たちのためにお金は使っていただきたいなと思っております。

○委員長　ありがとうございます。

じゃあ3人目の方、どうぞ。

○陳述人（東（麗））　よろしく申し上げます。

私は一宮の保育園で42年間働いてきました。

その中で、今回200人規模の保育園をつくるということに対して、非常に不安感というか危機感というか持ちました。

私自身は初めて園長になったときに、200人を超える規模の保育園に配属されたんです。そうしますと、それまで私は本当に100人ぐらいの規模の保

育園で仕事をしていたんですけれども、その200人を超える規模の子供たちが毎朝登園してくると、まず一番初めに何が始まるかという、4月当初は子供たちが泣きますよね、親と離れるのが嫌で。それで、自分が持ってきた荷物なども本当に置く場所も分からないという中で、その200人規模の保育園では3歳児が60人ぐらいいました。1階の部屋には3歳児の部屋が2つしかないの、やむを得ず2階の会議室、保護者会の会議室を潰しまして、18人限定しか入れない保育室なんですけど、そこに3室目を設定しました。でも、荷物を置く場所は1人で2階に行くことができないので、まず荷物をどこに置くか。そして、4歳、5歳は満員だったので、4歳60人、5歳60人、120人の子供たちがいたんです。その子供たちが3歳児の18人と一緒に2階へ上がって生活するんですね。

ですから、園庭も、まずは3歳児は荷物の置き場所を確認して、そしてその後4・5歳児が遊び、4・5歳児が部屋に入ったら3歳児が外で遊ぶ。3歳児は部屋に入る、4・5歳児が外に出る。乳児は乳児の園庭で遊ぶ。そういった保育士間の連携というものがないと子供の遊びも保障できないというようなぎゅうぎゅう詰め、三輪車に乗ったりスケーターに乗ったり、ドッジボールをやったりするという、そんなスペースは本当に時間の限られた枠の中で行わなければならないというような状況でした。

そして、これは失敗談なんですけど、私、昨日夢でうなされちゃったんですけれども、実を言いますと、4歳児がプール遊びのときに、プールに入れないので、プールの外からみんなが遊んでいる様子を見ていたんですけれども、食事の配膳になったら、机の上に給食が置いたまま食事が置いてあって、その前に子供がいない。この子は今日確かに出席したはずなのにどこへ行ったんだということで、その担任は臨時の職員の方だったんですが、もう、先生、子供が消えちゃったとあって、すごく泣かんばかりの勢いで訴えに来たので、みんなで探したら、プールに入れなかったの、三輪車小屋の横の陰になったところからプールの様子を眺めていて、そしてその子はそのままそこで眠ってしまっていたんですね。それにも気がつけなく、そして今だったら本当にバスの置き去り事件と同じだなと思うような出来事だったなと思うんですけれども、そういう状態の中で、みんなで本当に大探しして見つけた

ときには、もう何と言っていいのか分からないぐらいの気持ちでした。

そういったことも起きるんですね、実際に。どこに子供が行っているか、動いているときには本当に收拾がつかない。そして、極めつけはお昼寝が始まる、午睡が始まると、一宮の場合、各部屋に空調がついていないので、遊戯室という、リズム室というところに集まるんですが、そこに幼児全員が寝るんです、空調が効いている部屋はそこだけなので。幼児が全員そこで寝るということは、180人近くの子供、欠席もありますからあれですが、そういった子供たちがすし詰めになってお昼寝をする。もし、ここで地震が起きて、遊戯室みたいな何の支えもないただ広い部屋で地震が起きたら、この子供たちをどうやって避難させるんだらうか。何回もそんな思いに気持ちが震えたりしましたが、そして各部屋に空調を入れてもらうような運動もしましたが、なかなか簡単にはなりませんでした。

それともう一つは、そういう中で、本当にお迎えのときに保護者の方が、今日はどうしても4時に自分が行けないから、おじいちゃんが迎えに行きますと言われて、ああ、そうですか、分かりましたと返事はしたものの、おじいちゃんの顔なんか一回も見たことなかったんですね、4月から。どの人がおじいちゃんなんだらうということで、本当にいろいろそういった失敗などを重ねながら大きな保育園で毎日毎日過ごしてきました。

先ほど出ましたアレルギーも、アレルギー食を調理員の人を作るときには、様子を見せてもらったんですが、誰それちゃん、マヨネーズ抜き、誰それちゃん、何々抜きと言いながら、本当に一生懸命除去食を作り、そして子供の体のために代替食はないかと職員が探して歩いて、このカレーならこの子も食べられるというようなものを試してみたりということをしてきました。

本当に200人の大規模の保育園というのがどんなに大変かということを考えて、こういった計画は私は直ちにやめていただきたい。しかもそれを公設ではなく民営化するということが非常に高いリスクがあるということもダブルで不安になって、どうしてもこの運動に議会も、議員にも理解をしていただきまして、この計画を何とか止めることができないかという思いで今回のこの運動に私も参加しました。

やっぱり公務員としての側面、保育士という側面もありますが、公務員と

しての側面もありますので、地域の住民の方や子供のために、私たちが一生懸命仕事をするというのは大事なことです。中身は違って、私たちよりうんと大変な思いをしてみえる議員の仕事と比べたり比較したりというか、そんなことはできないんですけれども、やっぱり住民の声を議会で取り上げていただいて、そしてその住民の声を大事にした江南市の行政をしていただくことで、このまちに住んでよかった、子育てをここでしてよかったというふうに私は思えるんじゃないかと思います。

ぜひそういうことを行政をつかさどる中枢にいる人たちに考えていただいて、子供やそれを利用する保護者の方、地域の方が安心できるような計画に変更していただけることを私は切に願っています。ありがとうございました。

○委員長　　ありがとうございました。

ちょっと時間のほうも大分長くなってきましたので、これをもちまして質疑のほうを終結させていただきたいと思っておりますけど、よろしいですか、ほかに。

○宮田委員　　いやいや、時間はどのぐらいに区切りますというのは、ある程度は言い切って終わったほうがいいのかなど。

○委員長　　じゃあ、取りあえず御質問を聞いてから。

○宮田委員　　今、御説明を伺っていると、単純に民間は悪だというふうに聞こえてくるわけです。民営化は悪だというふうに聞こえてくるわけなんですけど、民間ってそんなに悪というか、問題ばかりなんですか。民間の経営の保育園だと悪いことばかりなんですかね。

○陳述人（東（な））　　私は民間は悪だと思いません。

なぜなら、大規模だからです。民間で名古屋で私の仲間とか友達も本当に共同保育所からお母さんたちの希望からだんだん時間を延ばしたり、それこそ今アレルギー食でも本当に民間が頑張ってきたところがあります、名古屋市のおね。だから、そういう面ではすごく頑張っている民間はあります。法人化したりとか、そういう私の友達でも今も頑張って園長をやったりしているんですけど、ただその人たちはそんな大きな園は受けない。もう100人でもえらいと、それだけちゃんと今はきめ細かな保育を求められているので、だから私は民間はいけないと言っているわけじゃなくて、利益が伴うから、そ

ういう点で子供たちが、本当にしわ寄せが行くような大規模園は目も届かないし、保育士も大変だしということで、できるなら民間でもいっぱいいいところがあるから、それを見てやっていってもらえればいいんですけど、今みたいに大規模化するというのは、私は反対ということで、この大規模園と書いてありますけど、だから大規模園で民間でいいところは、私、知りません。すみません、ごめんなさい。

○宮田委員　いや、この請願書の中に書いてあるのは、民営化された場合、以上の5点が守られないおそれが大いにありますと。

民営化されると、全国的に事件が多発されていますと書いてあるものから、民間だと非常に公立に比べてよくないというふうに聞こえてきたものですから、民間でもだからいいわけはいいわけですよ。

○陳述人（東（麗））　そうですね。

私も民間が悪いというふうには思いません。

ただ、今回の計画は当初跡地をどうするかという問題から、これを言っただけではいけないのかいいのか分からないんですけど、計画が出たときに、あずまと、それから中央保育園が図書館周辺にある保育園だということで、そこから始まっているような計画に受け取れたんです。

江南市立が今最大でも130人から140人までの保育園しか経験していないはずで、一番多い保育園が。ですから、私はあえて自分の失敗で恥ずかしいんですけど、200人を越えた規模の保育所というのは想像を絶します。職員が早朝から来ている臨職から最後までいる臨職を含めると、職員だけでも30人、調理員を合わせるともっといるんですね。その人たちの全部の統括をしながら、子供が二百何人いると、さっき言ったみたいに、分からないんですよ。誰がおじいちゃんなのかおばあちゃんなのか。やっとお父さんぐらいまで分かったと思ったら、今度はおじいちゃん、おばあちゃんまでなので、そして運動会するときになると、200人掛ける親がそれぞれ2名ずつ来て、一家で8人ぐらいの大人が出てくるというようなことがあって、運動会の場所も座る場所もないとか、それからそういった行事をやるときも大変だし、それから虐待事件が起きたときもあつたんですが、その虐待事件が起きたときの対応だとかも、本当にそのことを防ぐことだけでも大変なんですけど、兎相

との対応とかいろいろな問題があって、本当にその200人規模というのは無謀に近いと私は思うんです。それも民間ではなく、公設公営でやるんならともかく、民間に任せたら、起きてくることは想像がつくということなんですね。だから民間に対して民間委託していくということは無謀だと思うんです。

その民間になったらそんなに悪いかというんですけど、民間になったらこんないいことがあるよというメリットということはこの違う資料の中で江南市が出してくださっているんですけど、これはさっき言ったみたいに、市がやろうと思えば市でできることですし、実際に公立の保育園でも取り組んでいることだと思うので、別に民間としてのメリットではないというふうに私には感じられます。

私の友達も民間で園長をやって仕事を続けてきた人がいますけれども、本当に江南市での民間委託という点の限定なんですね、この民間がいけないぞという意見というのは。江南市がやったらどうなるかということで、心配がいっぱいということですよ。

要するに、2つの保育園が一緒になるわけですからね、あずまと中央の。

○宮田委員　　今の話で、公立がやろうと思えばやれるということをもう民間はやっているということであれば、民間の優位性はあるというふうに解釈するんですけど、優位性というか。

だから、公立でやろうと思えばやれるということを民間ではもうやっているというふうに今おっしゃいましたよね。

○陳述人（東（麗））　民間でもやっているし、公立の保育園でも既に市が掲げるようなメリットに対してはやっている公立もあったりするので、要は公立として何を、保護者の要望、ニーズに答えていくかということだと思うので、必ずしも、よそがどうのこうのではなく、ここの江南市の今現在のこの民間委託の問題については200人規模でやるということについて、これはないぞという思いで話をしているということなんですけど。

○委員長　　その話を聞いていると、皆さん、民間、公立とそこまではどちらでもいいということですよ。

統合して人数が多くなるのがちょっとまずいよねという話ですかね。というふうに聞こえますね。

○宮田委員　　ねえ、委員長、僕もそうやって聞こえてくるんだけど、民間が悪くて公立がいいというふうに聞こえてこなくて、民間でもいいし公立でもいいと。ただ、大型化されるのが不安であるというふうに聞こえてくるんですけど、そういった理解でよろしいですか。

○陳述人（東（麗））　　民間がそんなに悪いのかという議員の質問に答えて、民間でもいいところはいっぱいありますよとお答えしました。

ただし、今回のこの請願に関しては、民間はいけませんということ言っているんですね。それは、請願趣旨の①②③④⑤の項目にこういったことが守られるかということで書かせていただいたというふうに思うんです。

しかも、その民間に投げ捨てるときに、投げ捨てるそんな言い方、ごめんなさい。

民間に2つの保育園を合わせて200人の規模をつくる保育園を民間委託にしていくということが、江南市の子供の今後のことを考えると、そんな大きな規模のところで、本当に子供の安全や保護者の安心が得られるような保育運営になるかどうかというのに物すごく大きな疑問があるという点です。

○宮田委員　　民間だからといって、この1番から5番が全て達成できないというふうには私は思わないんですね。

さらに言うと、利益優先で施設や人員配置に余裕がない民間業者という言葉が書いてありますけれども、逆に利益を優先させるからこそ、公立にないサービスを考え出したりだとか、人員を確保したりという民間ならではの利益優先だからこそできるということも考えられると思うんですけれども、私はね。

○陳述人（東（麗））　　公立というのは、公設公営というのは利益を生み出す必要はないので、本当に子供たちのために充実した内容で運営していける。ある日突然もうからないから施設は廃止しますなんていうこともないと思うんですね。

ですから、やはり今回の大きな園というのは、民営化されてしまえば経理、運営が行き詰まったら、もう保育園はやめますと言われたりした場合に、その200人からの子供たちはどこへ行けばいいのか。そこで保育してもらい、働いていた保護者の就労はどうなるのかということなどがとても不安の材料

として大きいと思います。

○委員長 これからちょっと皆さん、委員の方に一人一人意見を聞きますので、ここらで終結させていただきます。

すみません、時間も、熱い意見が分かりましたんで、いろいろ聞かせていただいてありがとうございました。

これをもって質疑を終結させていただきます。

陳述出席者の方は、傍聴席のほうにお戻りください。

いろいろと質疑ありがとうございました。

これより審査を行います。

まず、委員の方全員にお一人お一人意見を聞かせていただきます。

まず、宮地委員のほうからどうぞ。

○宮地委員 私は、視点が違うかもしれませんが、保育園の合併は仕方がないかなあと考えておるし、また本当は保育園の合併というのは小学校区内での保育園の合併を私は望んでいたんですけど、私が議員になったときにもう既に保育園の統合というのはずうっと言われ続けて、これで20年たっていますけれども、20年目になってやっと保育園の統合ということで、ところが統合がはずま保育園と中央保育園、学校区の違った保育園が1つになるということで、私の私的なあれですと、やはりあまりもろ手を挙げての賛成ではないんですけども、やはり小学校区の中で保育園から友達同士になって、そのまま小学校へ上がっていくというのは、友達関係も深い関係で、中学校へ入っても、中学校区になると多少分かれるかもしれませんが、やはり小さいうちは同じ学校区内の保育園で育て、小学校に入ってほしいなあという気持ちははずうっとあったんですけども、今回こういった発表がされて、これも時代の流れ、また保育園も老朽化してきているということで一つ一つの建物をやはり新しく建て直してやっていくということも、これから経費の問題、維持費の問題、人口がこれから減っていくという中で、それをどうやって維持していくかということになると、やはり2園、3園を1つに統合していかなきゃいけないというのはやむを得ないかなという気持ちはあります。

保育園でもやはりお母さん方、お父さん方の勤め先によっては、本当は地

元の保育園へ入れたいんだけど、でもなかなか定員に空きがなくて遠く離れた保育園へ入れなきゃいけない場合も出てきている場合もあるかと思います。そういうのは、私も本当は地元の保育園へ極力入れてあげて、やはり友達関係も密にしてあげたいなあという子供の友達環境を強くしてあげるとやはり子供に対していいかなあと私は個人的には思っておりますし、また民営化、まだ民営化はされてはおりませんが、民営化も先ほど宮田委員のほうから話もあったんですけれども、民営化されたらじゃあどうなるかということもあるんですけど、私は民営化はやはり経費削減ということで切磋琢磨して保育方面のこともやはり充実した保育が得られるかなという、まだ私がそういう立場じゃないですからあれですけど、かなという思いはありますので、それはまた行政のほうからやはり民営化された場合でも指導は入ると思いますので、また入れてもらわなきゃいけない、また観察下にあると思いますので、それはきちんとされていかれると私は思っております。でないと、こういう統合なんかで大きくした場合、また民営化した場合、やはりスムーズに、また園児も最大の保育が得られる方向を見つけ出してもらわなきゃいけないもんですから、絶えず勉強していただけると私は思っておりますので、民営化も致し方がないというのを私は思っております。

ただ私が残念なのは、今思っているのは、あずま保育園と中央保育園が、違う学区の保育園が合併されたということが残念でなりませんけれども、これも仕方ないかなという、すぐ私は妥協しちゃう点があるんですけれども、できればこれから統合していかれる場合、やはりその小学校区内の中で保育園は合併を進めていただきたいと思います。以上です。

○委員長　　今の意見だと、この請願に対しては反対という形で。

○宮地委員　　ああ、反対ですね。

○岡本委員　　まず大変貴重なお話、ありがとうございます。特に園長をやられた東さんですか、非常にありがたかったと思っております。

その上で、私はこの請願については、本当に申し訳ありませんけど、まず反対の立場ということになります。民営化は仕方ないのかなあと思っております。

理由といたしましては、民営化だろうが、僕は公立だろうがどっちでもい

いと思っているんですけれども、先ほど言われた中の大規模化ということについては、非常に私も危惧はしております。

大規模化する上で必要なのは、今度統合される保育士たちのノウハウが本当にきちんと活かされるんであろうかということをしごく危惧しております。

人数も今の人数では多分少ないんであろうなあと考えております。もし民営化されるのであれば、仮になんですけれども、保育士の数をもっと増やしていただきたいなあと考えておりますし、そういったことを考えております。

今回、このお話を聞きまして、特に失敗談をお聞かせいただきましたので、そういったところを本当に、もし民営化される、受けていただけるところにきちんと反映されるようなことを行政のほうが動いていただければいいのかなあと考えております。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

○掛布委員 また後でもう一度意見を言わせてほしいんですけど、取りあえずまず1回目、意見を申し上げます。

○委員長 後でというのは。

○掛布委員 皆さん一わたりした後、もう一回言わせてくださいねというのをまず申し上げます。

○委員長 それはちょっと、申し訳ない、駄目ですよ。今、一言ずつ全部意見を聞きますので。

○掛布委員 分かりました。

○委員長 そうすると、みんなが、みんながという形になります。

一番最後で、じゃあ。

○宮田委員 お話頂戴ただけて、ありがとうございます。

公立と民間で今の話で、メリットもありデメリットもありというのがやっぱり分かりました。

必ずしも民営化が悪いわけではなくてというところはお聞きできました。

利益に走って保育が不適切な子育てという文言がありましたけれども、あと経営が立ち行かなくなったらすぐに撤退するという話もありましたけれども、私も介護の経営をやっているんですけれども、もう本当に最後の最後の最後の最後まで経営が立ち行かなくなる場合も当然あるんですけれども、

1,000万円でも5,000万円でも借金をして潰れないように頑張るんですね。でもどうしても潰れるというときは、今度は次の当てを探すわけですよ。だから、無責任に逃げていくわけではなくて、やっぱり後のことをしっかり考えてやめていくんじゃないかなと思いますし、そうあってほしいと願います。

それ以前の話で、やっぱり民間である以上は利益を求めなくちゃいけないので、利益が出るようにしっかり特色のある経営をしていただいてやってほしいなというのがあります。

そもそも昔から少子高齢化、特に少子化ですよ。1990年代のバブル崩壊のときにもう少子化がスタートして、今そうしたバブル崩壊後の少子化の子たちがもう今30歳になっています。その少子化の子供がさらに少子化になっているという今の社会の中で、保育士の成り手というのが非常に少ないわけです。

これは保育士に限りません。介護士のほうも宣伝広告費を200万円、300万円払っても一人も来ない場合があります。そして、スーパーのレジ打ちが900円や1,000円ではもう来ない時代なんです。1,200円、1,500円払ってようやく昼間の1時間か2時間が埋まるというようなこの時代の中で、やっぱり保育士を確保していくというのが一番大きな今後の保育園経営上の課題だと私は考えています。

そういった中で、園児が200人保育できるという保育園、これは危惧されることばかりではなくて、スケールメリットということが当然考えられます。

うちのヘルパーでも言うんですけれども、ヘルパーの数が少ないと、休むに休めない、でもヘルパーの数があれば、休みたいときに休める、調整して休めるという話もあります。これは、どんな業界でも当てはまります。今の話、スーパーのレジ打ちでもそうです。保育士のほうでも休みたいときに休める環境づくりというのが今後は重要じゃないかなと思います。

さらに、今言われているDXですね、デジタルトランスフォーメーション、いわゆる保育士が事務仕事で追われる時間等をデジタル化することにより、保育、本当にやりたい保育の仕事のほうに時間を傾けられるということも考えられます。

これはきれいごと聞こえるかもしれませんが、きれいごと聞こえるかも

しれませんけれども、現実問題として少子化の波、そして労働力不足の波というのがもうすぐそこまで来ているというか、もう今現実起きていますんで、これはもうトライとかチャレンジとかやっついていかないと、次世代を築き上げることができないと私は考えます。

以上のことから、私はこの民営化と大規模保育園に関しては非常に賛成の立場であって、請願のほうには反対の立場を表明させていただきます。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

○石原委員 今日はお越しいただきましてありがとうございます。

結果からいくと、私も反対の立場でお話しします。

今ほとんど宮田委員の言われたことに非常に賛成ですけども、私の経験からいいますと、私は幼稚園の出身でございます。

最初は、民営化はそんな悪いわけじゃないと言われたんだけど、ただ僕もこれを読ませていただいたときに、もう本当に民営は悪だというふうに読めちゃったものですから、何かすごくそういうところの切り口が非常に多かったので、僕がいた頃の幼稚園はたしか200人ぐらいいたと思います。自分の子供も幼稚園ですけども、別にそれで何か思ったことはありませんけど、ただいろんな危惧があるのは分かりました。今日は逆にいい機会と捉えるならば、今日も職員の方皆さん聞いておられますし、そういった不具合、また心配、いろんなところをしっかりとまた次の業者を認定するときにお話も行くと思います。

そういった形で、みんなでこれから新しいものをつくっていかなきゃいかんときだと思imasるので、私は今回については反対いたします。以上です。

○掛布委員 私は請願の紹介議員でありますので、当然請願採択に賛成の立場で意見を言わせていただきます。

この中で、民間は悪だとかいうふうに決めつけているわけではなくて、陳述人からも言われましたけれども、ちゃんときちんとした保育、特色ある保育をやっているいい民間の事業者、特に学校法人であるとか社会福祉法人であるとか、そういった小規模の民間の歴史ある保育所はたくさんあると思います。

請願書がやめてほしいと言っているのは、大規模でかつ民営化をするというものが危険性を加速させている、掛け算になって、さらに危ういものになっているので、ぜひやめてほしいという、そういう意味だと思います。

利益が出るようにするのが民間だから利益追求は当然だという御意見もありましたけれども、そもそも保育園の運営費というのはどこから出てくるかというと、いわゆる国が決めた保育園の運営費、それしか出てこないわけなんです。その中から、今、国は保育園をもうけてもいいよということで3割は残してほかの事業に使えるように、役員の報酬に使えるように、そういうふうに変えてしまっておりますので、民間の中でもいわゆる営利を追求しない社会福祉法人であるとか、学校法人が運営する民間保育園は、そのような3割を残してほかの事業に回す、役員報酬に回すという、そんなことはありませんけれども、営利法人、営利目的のいわゆる株式会社の民間保育園ということになると、確実に3割分を残そう、利益を上げていこうというふうになります。入ってくるものは限られているわけです。何か事業をやって、もうけを出していく施設ではありません。入ってくるものが限られた中で利益を取ろうと思ったら、削れるのは人件費だけなんです。

人件費を削ったらどうなるかというと、いわゆる賃金の安い若い保育士を本当に集中的に採用していく、非正規の保育士をたくさん採用していくということになりますので、最初陳述人が言われましたように、経験の積んだ経験豊かな保育士からの経験が若い方に伝わっていかない。それだけ不安定な保育になっていくし、保育の事故も起きやすくなる。

さらに、そういう民間の保育園が大規模になるとどういうことになるかというと、施設整備費が当然大きくなります。何億円の整備費になります。国・県から交付金が来ますけれども、4分の1は一旦民間が立て替えなければいけません。そうすると、何千万円という額どころか一旦全額立て替えて、後で出た交付金を受け取るということになりますので、そんな何億円という金をいわゆる民間の社会福祉法人であるとか学校法人であるとかが立て替えることは不可能です。

だから、大規模で民間ということになると、当然営利目的の全国展開している営利法人ですね、民間保育園が参入してこざるを得ない。それは当然の

帰結だと思います。

だから請願人はやめてほしいと、こういうふうに言っているわけなんです。

だから、民間はもうけを出すところですけども、保育園はもうけを出す仕組みになっていない。無理にもうけを出そうとするから、若い保育士ばかりになるということと、もう一つ、やはり障害児でも断られないかどうか、そのところが問題で、実際障害児をしっかり受け付けていない民間の保育園というのは実際に存在していると思いますし、英語とかリトミックなどを民間保育園になった途端に別途料金を徴収してやり始める、そういったところもある。それが本当に特色ある本来やるべき保育なのかなあという、それは違うんじゃないの。そういうことだと思います。

だから、大規模だから、かつ営利法人が参入するので、これは非常に危ういということで、請願をぜひ採択していただいて、議会の力でこの計画を止めるようお願いしたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

これをもって御意見をいただくことを終結いたします。

請願第18号を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手少数でございます。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

議案第21号 令和5年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

こども未来部

の所管に属する歳出

第3条 債務負担行為

第4条 地方債のうち

災害援護資金貸付事業

公民館改修事業

市民文化会館改修事業

○委員長　　続きまして、議案第21号の続きから開始させていただきます。

保育課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保育課指導保育士　　保育課所管の令和5年度一般会計予算について御説明申し上げます。

予算書の28ページ、29ページの下段をお願いいたします。

保育課所管の歳入でございます。

14款1項2目2節児童福祉使用料の保育課分、保育所保育料をはじめ5項目でございます。

40ページ、41ページの中段やや下をお願いいたします。

15款2項2目2節児童福祉費補助金の保育課分、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金はじめ6項目でございます。

44ページ、45ページの下段をお願いいたします。

15款4項1目1節児童福祉費交付金の保育課分、子ども・子育て支援交付金はじめ3項目でございます。

48ページ、49ページの上段をお願いいたします。

16款1項1目2節児童福祉費負担金の保育課分、子どものための教育・保育給付費負担金はじめ2項目でございます。

50ページ、51ページの下段をお願いいたします。

16款2項2目2節児童福祉費補助金の保育課分、施設型給付費等補助金、ページをはねていただきまして、52ページ、53ページの最上段、地域子ども・子育て支援事業費補助金から保育環境向上等事業費補助金までの6項目でございます。

続きまして、62ページ、63ページの上段をお願いいたします。

19款1項1目1節基金繰越金の保育課分、江南市森林環境譲与税基金繰入金でございます。

64ページ、65ページの中段やや下をお願いいたします。

21款5項2目5節保育園給食費徴収金の3歳以上児徴収金はじめ2項目でございます。

68ページ、69ページの下段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入の保育課分、児童福祉等実習指導委託費はじめ3項目でございます。

次に、歳出でございます。

224ページ、225ページの下段、3款2項2目保育費の人件費等から、234ページ、235ページ中段、幼稚園補助事業までの事業を掲げております。

該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑ありますか。

○岡本委員　予算書の63ページ、歳入予算のところなんですけれども、江南市森林環境譲与税基金繰入金591万6,000円が計上されておりますけれども、これを使ってどのような事業をされるんでしょうか、お願いいたします。

○保育課主幹　江南市森林環境譲与税基金を活用いたしまして、小鹿保育園、布袋東保育園、門弟山保育園に園児用の木製ロッカーを購入する予定でございます。保育園保育事業に購入費1,661万円を計上させていただいております。

また、江南市森林環境譲与税基金を充てさせていただきました残りになりますけれども、1,069万4,000円につきましては一般財源となりますが、令和5年度の森林環境譲与税を活用してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

○掛布委員　227ページの保育園保育事業の中の保育園で始めていただく紙おむつの園での回収について伺いますが、このごみ収集運搬委託料の増額ですけれども、本当に随分前、それこそ10年近く前に、このおむつの回収というのを取り上げようとしたときに問題になったのは、要するに江南市も市役所の事業者として、いわゆる一般のごみの収集ルートではなく、事業者として事業系ごみとして別途収集をしなければいけないのではないかという、ごみ処理場の問題、経費の増加というのが問題になって駄目なんではないのか

という議論もあって取り上げるのをやめた経過があるんですけども、ここにあるごみ収集運搬委託料というのは、どういう性質のものなんでしょう。江南市のいわゆる一般ごみ、家庭系ごみの収集ルートの中でついでに集めていくよという、そういう性質の委託料の増額なんでしょうか。

○保育課主幹　　今回予算に計上させていただきました、ごみ収集運搬委託料でございますけれども、こちらに掲げております257万4,000円につきましては、おむつの処分をさせていただくための収集と処分場での処分費ということになりますので、保育課のほうでこちらの部分の委託のほうは契約を結ぶ予定でございます。なので、基本的には、一般の御家庭のごみと併せてということではなくて、こちらの保育園のおむつの回収について、収集運搬の契約を結ぶものでございます。

○掛布委員　　よく分かりました。

そうすると、布袋北は日本保育サービスとしてももちろん事業者として事業系ごみでおむつの収集をやっているわけですね。そうすると古西保育園も始めるとか聞いておりますけれども、そちらも同じ仕組みでやられるということではよろしいんですか。

それって指定管理料の中、範囲内で当然やられるわけですよ。

○保育課主幹　　現在、布袋北保育園につきましては日本保育サービスという会社のほうで保育の運営を行っていただいておりますけれども、おっしゃられましたように、独自で事業系ごみとして当然こちらのほうは収集で回収していただいているものになります。

また、古知野西保育園につきましては、新たな事業者、令和5年4月1日からという形になりますけれども、提案の中でこちらのおむつの回収というものも含めて事業のほうをしていきたいという旨の意向を示されておりますことから、まだどのような形でという具体的な内容は聞いておりませけれども、指定管理料の中でおむつの回収も含めて実施していただけるものと考えております。

○掛布委員　　すみません、おむつのことばかり聞いて悪いんですけど、認定こども園グレイスと、あと布袋駅東の民間棟にできるぽっぽ園、ここのおむつ回収はどうされるのか聞いておられますでしょうか。

○保育課主幹 認定こども園グレイスと布袋ぽっぽ園のほうにつきましては、民間事業者のほうが運営を行っております保育園ということになります。

こちらのほうにつきましてはのおむつの回収ということになりますと、事業者様のほうの運営方針等がございますので、まだ直接おむつの回収を始められるというようなお話まではこちらは把握してございません。

○委員長 ほかに質疑ありますか。

○掛布委員 235ページの最上段にあります負担金、補助及び交付金の中の施設型給付費が増えているわけなんですけれども、これはグレイスに新たに布袋ぽっぽ園が加わったので増えていると、それでよろしかったですね。

○保育課主幹 御質問にありましたように、こちら負担金、補助及び交付金の金額が増額しておりますのは、施設型給付のほうの増額が主な要因になっております。そのうち布袋ぽっぽ園の影響額として、見込みでございますけれども、約6,500万円ほど増額となっております、こちらが増額の主な一番の大きな要因となっております。

○掛布委員 もう4月1日から入園になるわけですが、ぽっぽ園の入園申込み状況というのはどのようになっているのか把握されているでしょうか。

○保育課主幹 令和5年4月1日入園の状況でございますけれども、まず布袋ぽっぽ園でございますが、ゼロ歳児が6名、1歳児が12名、2歳児が12名を定員といたしまして、合計30名の定員の保育園ということになってございます。

現在、ゼロ歳児では5名、1歳児では8名、2歳児では5名の合計18名の入園が決定しているというような状況でございます。

○委員長 ほかに質疑ありますか。

○岡本委員 ちょっと戻りますが、231ページのほうをお願いいたします。

保育士の研修事業についてなんですけれども、防火管理講習受講負担金が載っておりますけど、こちらは何名の方が受けるのかということと、どういった立場の方が受けるのかということをお教えください。お願いいたします。

○保育課指導保育士 保育園におきましては、施設管理として各園に1名防火管理者を配置するということになっております。

防火管理者には園長を今現在充てておりますが、園長が欠けた場合においては園長代理が防火管理者となるため、園長代理に昇格した保育士におきまして、防火管理者になるための研修を受けさせるものでございます。

令和5年度におきましては、未受講の園長代理3名分の負担金を計上しております。

○岡本委員 ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

○掛布委員 233ページの下のほうにあります保育園指定管理事業で、古西保育園、布袋北保育園両方載っているわけなんですけれども、先ほど来、請願の中でも障害児が入った場合の保育士の加配なんですけれども、江南市の保育園では障害児4人に対して1人加配するという、それを守っていただいているということでもいいかと思うんですけど、古知野西、布袋北の指定管理園についてもこういった加配はきちんと守ってやっていただいているのでしょうか。

○保育課指導保育士 おっしゃられたように、江南市の保育園と同様に、基本は4対1、子供の様子に合わせては2枠で見るというように同じ対応をいただいています。

○掛布委員 実績報告書に遡ってみると、古知野西、前の年なので、今度、新しい事業者ではないんですけれども、愛知江南学園がやっていたときの古知野西保育園の障害児の受入れ人数と布袋北保育園の障害児の受入れ人数が両方とも同じぐらいの規模なのに、全然違うんですよね。

同じように障害児を受け入れるといううたい文句でやっていて、4対1というのは守っていただいて、その分の指定管理料というのは計上されていると思うんですけれども、なぜこんなに布袋北が少ない、障害児の受入れが本当に少ないというのは、どこに原因があるのでしょうか。

○保育課指導保育士 布袋北保育園は、今加配保育士としては2名というふうに配置しておりますので、その分お子様の受入れも少なくなります。かつお子様の状況に合わせて手厚くしなければいけない場合だと、子供に対して手厚くするために1人を2人分として見るというような場合もございますの

で、その兼ね合いで多少少なくなっているというところが考えられます。

○掛布委員　　ちょっとこだわってお聞きして申し訳ないですけども、園に入所決定される場合は、いわゆる指定管理園も同様に江南市で入所決定通知をしているわけなんですけれども、布袋北だけ少なく、できるだけ障害児を避けるとかそういった入所決定はされていないわけなんです。結果的にそうになっているということなんでしょうか。

○保育課指導保育士　　おっしゃるとおり、結果的にということでございます。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

[挙手する者なし]

○委員長　　質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後 4 時 17 分　　休　憩

午後 4 時 17 分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第21号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長　　賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号　令和5年度江南市国民健康保険特別会計予算

○委員長　　続きまして、議案第22号　令和5年度江南市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長　　特別会計予算書の5ページをお願いいたします。

議案第22号　令和5年度江南市国民健康保険特別会計予算でございます。

6ページから9ページにかけまして、第1表　歳入歳出予算及び歳入歳出

予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、歳入でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税、2款国庫支出金、最下段の3款県支出金は、次の12ページ、13ページにかけて掲載をしております。

12ページ、13ページをお願いいたします。

4款財産収入、5款繰入金、最下段の6款諸収入は、次の14ページ、15ページにかけて掲載をしております。

次に、歳出でございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

1款保険給付費から、28ページ、29ページの7款予備費まででございます。

なお、当初予算説明資料の41ページから43ページにかけて、国民健康保険税現年課税分の資料を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　それでは、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○掛布委員　13ページの一般会計繰入金についてお尋ねしますが、一般会計のところでもお聞きしましたが、令和5年度に当たって、一般会計から国保への決算補填目的の法定外繰入れを3,500万円減らしましたということなんですけれども、この全体のその他一般会計繰入金は1億9,861万9,000円なんですけれども、このうちの決算補填目的のが幾らで、決算補填外で県から認められている法定外の繰入金、それぞれ減免分であるとか、福祉波及分であるとか、特定健診分であるとかあるんですけれども、それぞれ幾らになっているかというのを教えていただけるでしょうか。

○保険年金課長　その他一般会計繰入金1億9,861万9,000円の内訳でございますけれども、先ほど掛布委員が言われました決算補填分ということで1億500万円、減免分が551万4,000円。

○掛布委員　ちょっと待ってください。ゆっくり言ってください。

○保険年金課長　減免分が551万4,000円、福祉波及分が5,086万7,000円、特定健診の分が3,723万8,000円でございます。

○掛布委員　その決算補填目的の1億500万円、3,500万円減って1億500万円ということで、これを減らせ減らせということで順次減らして、このままいくとさらに高い国保税が、令和5年度は同じ税率ということですが、上がっていったら、もう本当に限界まで高くなっていると思います、国保税。こんなに物価高騰してとんでもなく大変なときに国保税がこんなに高いのは耐えられないし、さらにまた上がっていくということは本当に耐えられない話なので、いかにして市として国保税を引き下げるところに知恵を絞って、それを実行していただくということが大事だと思うんですけど、今言われた削らなくてもいいと認められている法定外の決算補填目的外の法定外繰入金をいかに増やしていけるか、一般会計から繰り入れていただいいていかに増やしていけるかということで、例えば名古屋市なんかは所得が急減した場合の減免制度をもっと充実させて、この分の繰入れを増やして保険税を下げるとか、あるいはいわゆる法定減免に上乘せして2割、5割、7割軽減を3割、6割、8割軽減にするとか、そういった工夫というのを一般会計に余裕があれば、やれる抜け道というんですか、県から認められている法定外の繰入れを増やして実質全体の一般会計繰入金を減らさない工夫というのはできると思うんですけども、どんな方策があるというふうに市は考えておるんですか。

○保険年金課長　先ほど言われました軽減を上乘せしてやるという方式ですけど、こちらに関しましては名古屋市がやられているということでしたけど、ちょっとその内容までは確認はしておりませんが、私どもとしては国の政令に基準が2割、5割、7割とありますので、それを上乘せして設定するということは基本的にできないというふうに解釈をしておりますので、そちらに関しては難しいと考えております。

保険税を下げるということで、あとは何が考えられるかといいますと、医療費の削減かもしくは、あとは保険税の収納率を上げていくというところが考えられますので、そちらに関しては引き続き目標が達成できるようにやっていきたいと考えております。

○委員長　ほかに質疑ありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後 4 時 26 分 休 憩

午後 4 時 26 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第22号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

皆さんお疲れのところ申し訳ないですけど、そのまま続けさせていただきます。

議案第24号 令和5年度江南市介護保険特別会計予算

○委員長 続きまして、議案第24号 令和5年度江南市介護保険特別会計予算を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 令和5年議案第24号について御説明申し上げますので、特別会計予算書の53ページをお願いいたします。

令和5年議案第24号 令和5年度江南市介護保険特別会計予算でございます。

54ページ、55ページに第1表 歳入歳出予算を掲げております。

56ページ、57ページには歳入歳出予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、58ページ、59ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目1節現年度分特別徴収保険料から、進んでいただきまして、62ページ、63ページの8款2項2目1節雑入まででございます。

次に、歳出でございます。

64ページ、65ページをお願いいたします。

1款1項1目総務管理費から、82ページ、83ページの7款予備費まででございます。

84ページには給与費明細書を掲げております。

また、別冊の令和5年度江南市当初予算説明資料の44ページには保険料（現年度分）を、45ページには保険給付費と地域支援事業費の概要を掲げております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑ありますか。

○掛布委員　58、59ページの一番最下段のところにあります国庫補助金の保険者機能強化推進交付金と保険者努力支援交付金の額がかなり前年度に比べると減らした額で計上になっておりますが、この理由というのは何でしょうか。

○高齢者生きがい課長　昨年度はこの2つの交付金につきましては、江南市が平均点を取ったと仮定して予算を積算しております。

来年度分につきましては、国の予算も全体で50億削減されまして、市町村分としても47億5,000万円減少していることから、12月27日付で来年度の交付見込額というものが示されましたので、それに合わせて予算を計上したものでございます。

○委員長　ほかに質疑ありますか。

○掛布委員　62、63ページのところに基金繰入金というのがあって、今度第8期の最終年度に当たって2億5,953万8,000円を崩して基金から繰り入れる予算計上がされております。

そうすると、これだけ崩した結果、この第8期の年度末、令和5年度末をもって基金残高というのは幾らになる。6億3,000万円ぐらいと書いてあったような気がしたんですけれども、幾らになる見込みで。

○委員長　どうですか、答えられそうですか。

○高齢者生きがい課長　ちょっとお時間を……。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに逆に違う質問、後回しというわけにはいかないですよ。

ほかに質問ある方。

○掛布委員　　さっき一般会計のときに聞き忘れたんですけれども、介護保険が第8期が終わりということで、第9期に向けて計画策定が今アンケートを取るところに来ていて、令和5年度でその計画策定なんですけれども、国のほうがどんな動きをしているかと、いつもぎりぎりまで詰められずに、もう本当に最後の土壇場の突貫工事みたいに介護保険第9期をつくってもらうようなことにまた今度もなりかねないと思って心配をしているんですけれども、いわゆる史上最大の大改悪になるのではないのかという報道もあり、利用料が2割負担になるとか、要支援どころか要介護1にまで介護保険からはじかれて、地域支援事業に入っちゃうんじゃないとか、ケアプランが有料化になるんじゃないとか、その他もろもろいっぱい改悪の要素があって、大変どこまで想定して今計画策定に当たっておられるのかというのをお聞きしたいです。

○高齢者生きがい課長　　まだ国のほうから直接明確な指示があったわけではございませんが、私どもに入っている情報としましては、今、委員がおっしゃられましたケアプランの有料化ですとか、低所得者の施設入所者に対する食費の補助の見直しとかといったことが検討されていたんですけれども、これについては改正は見送られています。

ただ、利用者負担が2割になる方の所得基準の見直しですとか、65歳以上の方の高所得者の保険料の値上げにつきましては、今年の夏まで議論を先延ばしにするということで聞いております。

○委員長　　先ほどの回答ってまだですか。出ましたか。

○高齢者生きがい課長　　8期の最終の期末残高につきましては、令和4年度の歳入歳出の差引額が定まらないことから、今の時点でしっかりと正確な数字をお伝えすることは難しいと思っております。

○委員長　　ということですが、よろしいですか。

○掛布委員　　第8期の最初、8億円たまっていて、半分は崩すよということなんですけれども、このままいくと半分どころかその半分も崩さないで第8

期が終了してしまいかねないことになっておりますので、基金をためないでちゃんと崩して使っていただきたい点を要望しておきます。

○委員長 要望としてお願いします。

ほかに質疑ありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後 4 時 35 分 休 憩

午後 4 時 35 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第24号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号 令和5年度江南市後期高齢者医療特別会計予算

○委員長 続きまして、議案第25号 令和5年度江南市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 特別会計予算書の86ページをお願いいたします。

議案第25号 令和5年度江南市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

87ページから89ページにかけまして、第1表 歳入歳出予算及び歳入歳出予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、歳入でございます。

90ページ、91ページをお願いいたします。

1 款後期高齢者医療保険料、2 款繰入金、3 款繰越金、最下段の4 款諸収入につきましては、次の92ページ、93ページにかけて掲載をしております。

次に、94ページ、95ページをお願いいたします。

1 款総務費から、96ページ、97ページの 3 款諸支出金まででございます。

なお、当初予算説明資料の46ページに後期高齢者医療保険料現年度分算出表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑ありますか。

○掛布委員 90ページ、91ページのところに後期高齢者医療保険料が令和 5 年度は前年度と比べて 1 億 1,307 万 8,000 円という 9.6% も増える見込みで予算化されております。

これはいわゆる保険料を払う方の人数そのものが純粹に、保険料率は変わらないということなので、人が増えたための歳入増ということによろしいんでしょうか。

○保険年金課長 はい、被保数が大幅に増えてきておりますので、その分もございますけれど、前年度の当初予算、今回補正のほうで増額いたしました理由と同じことにはなりませんけれど、前年度の当初予算の積算時の算定が少し低かったというところも影響としてあります。

○掛布委員 昨年10月から75歳以上の方の一部の医療費の窓口負担が2倍になりました、その分負担が増えた分、後期高齢者医療のほうの広域連合としては入ってくる、要するに払うべき給付費の負担が減っているわけなんですけど、その影響というのは全然この令和5年度の予算の中には何ら表れていないということなんでしょうか。

○保険年金課長 歳入につきましては、歳出のほうを見ていただきまして、95ページのところの後期高齢者医療支援事業の広域連合納付金、こちらに関しましては医療費が2割負担になったということで、保険者のほうが負担する金額が減っておりますので、多少影響のほうは出ております。

○掛布委員 分からなかったんですけど、その94、95ページの2款1項広域連合納付金のどこが減っている、増えているようにしか見えないんですけれども。

○保険年金課長 先ほどの少し訂正をさせていただきます。

95ページのところの連合会への納付金ですけれど、こちらに関しては医療費は含まれておりませんので、医療費が関係するところといたしましては、一般会計のほうの199ページになりますが、199ページの真ん中辺りにあります療養給付事業ということで、市のほうが市の一般会計のほうから広域のほうに負担する金額がありますが、こちらが少し減っているという状況になります。

○委員長 よろしいですか。

よろしいですか、掛布委員、今ので。

ほかにじゃあ質疑ありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後4時42分 休 憩

午後4時42分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第25号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

市民と議会との意見交換会について

○委員長 続きまして、市民と議会との意見交換会についてを議題といたします。

資料はタブレット端末に配信しておりますので、御覧ください。

令和5年1月27日金曜日に尾北高等学校と開催いたしました市民と議会との意見交換会につきましては、事前に委員の皆様にご確認いただきましたこの資料のとおり、広報「こうなん」4月号に掲載したいと思っておりますので、よろしくご願ひいたします。

なお、意見交換会でいただきましたアンケートにつきましても事前に委員の皆様へ配付しておりますが、タブレット端末に配信しておりますので、よろしくご願ひいたします。

以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

盛りだくさんの私ども議員最後の3月定例会ということで、本当に盛りだくさんの内容でございましたが、ここでお開きという形にはなると思いますが、皆様進行のほうに御協力いただきまして本当に助かりました。ありがとうございました。

以上で厚生文教委員会を閉会いたします。

午後4時44分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 片山裕之